



城里町「道の駅かつら」移転基本計画

令和4年1月

城里町

目次

1. はじめに	1
2. 導入施設の整備方針	2
3. 導入施設内容の検討	3
4. 建築計画	14
5. 道路計画	18
6. インフラ計画	19
7. 造成計画	21
8. 事業化に向けた検討	27
資料編	31



1. はじめに

「道の駅かつら」は、山紫水明の茨城県立自然公園御前山と清流那珂川を望む素晴らしい景勝の地に立地しております。

平成4年4月に特産品直売センターとして開設し、平成5年4月22日、茨城県内で第1号の道の駅として「道の駅かつら」が誕生しました。現在においては近代的な建物の道の駅が多いなか、歴史を刻んだ建物には郷愁の趣が感じとれます。

しかしながら、開設から29年以上が経過していることから、施設の老朽化は顕著であり、施設や機能の更新が求められています。また、本来の休憩施設としての機能においても不十分であり、昨今の道の駅を目的地とする来客者ニーズに対応するために「道の駅かつら」のリニューアルは城里町の観光施策の上でも重要課題でありました。

このようななか、那珂川にかかる那珂川大橋の架替事業が動きはじめ、その新ルートに「道の駅かつら」がかかることから移転が必要となりました。「道の駅かつら」の移転を新しく魅力的に生まれ変わる好機と捉え、令和2年10月に「城里町特産品直売センターかつら（道の駅）移転整備検討委員会」を組織し、現在の道の駅の特徴と課題を踏まえ『山河の魅力を「味わう」ことができる拠点づくり』を整備コンセプトにした道の駅かつら移転基本構想（令和3年6月）を策定しました。

道の駅かつら移転基本計画では、移転基本構想において掲げられた整備コンセプトを踏襲し、直売所出荷生産者の高齢化等の課題解決を目指すとともに、多様な機能を持つ稼げる道の駅について検討し、御前山や那珂川の恵みを活かした「道の駅かつら」だから味わえる、体験できるといった魅力を再発見して、交流人口の拡大、新たな魅力づくり等が期待できる「道の駅かつら」を整備するため、道の駅移転整備検討委員会において協議を重ね、移転候補地を既存道の駅の隣接地と決定し、基本計画を策定いたしました。

2. 導入施設の整備方針

基本計画では、城里町「道の駅かつら」移転基本構想（令和3年6月策定）に掲げた整備コンセプトを踏襲し、その実現に向けた具体的な整備内容と必要な施設配置等の検討を行います。

【整備目的】

- 城里町をPRする拠点
- 地域と観光の賑わいの場となる拠点



【整備コンセプト】

山河の魅力を「味わう」ことができる拠点づくり

【道の駅整備のための基本方針】

- 豊かな自然や景色を味わうことができる拠点づくり
- 特産品の良さを味わうことができる拠点づくり
- 人とつながる喜びを味わうことができる拠点づくり
- 既存施設の雰囲気を踏襲した拠点づくり

● 豊かな自然や景色を味わうことができる拠点づくり

関東の嵐山と謳われる那珂川、御前山の風景やそこに広がる自然を活かし、四季を通じて城里町の魅力を体感することができる拠点づくりを目指します。

● 特産品の良さを味わうことができる拠点づくり

城里町の特産品販売や飲食等を通じて、町の魅力の発信と地域の活性化の促進に貢献する拠点づくりを目指します。

● 人とつながる喜びを味わうことができる拠点づくり

道路通行途中の休憩や、観光、レジャー利用の方々の他、地域の施設としての道の駅づくりで、安心安全で安らぎや癒しの魅力を伝え、人々の交流を促進できる拠点づくりを目指します。

● 既存施設の雰囲気を踏襲した拠点づくり

昨今の道の駅として必要な機能の整備を検討する一方で、地域に合った施設規模を検討して、建設・維持管理のコストを抑えられるよう十分に配慮し、現存する道の駅かつらの温かい雰囲気を踏襲した魅力ある拠点づくりを目指します。

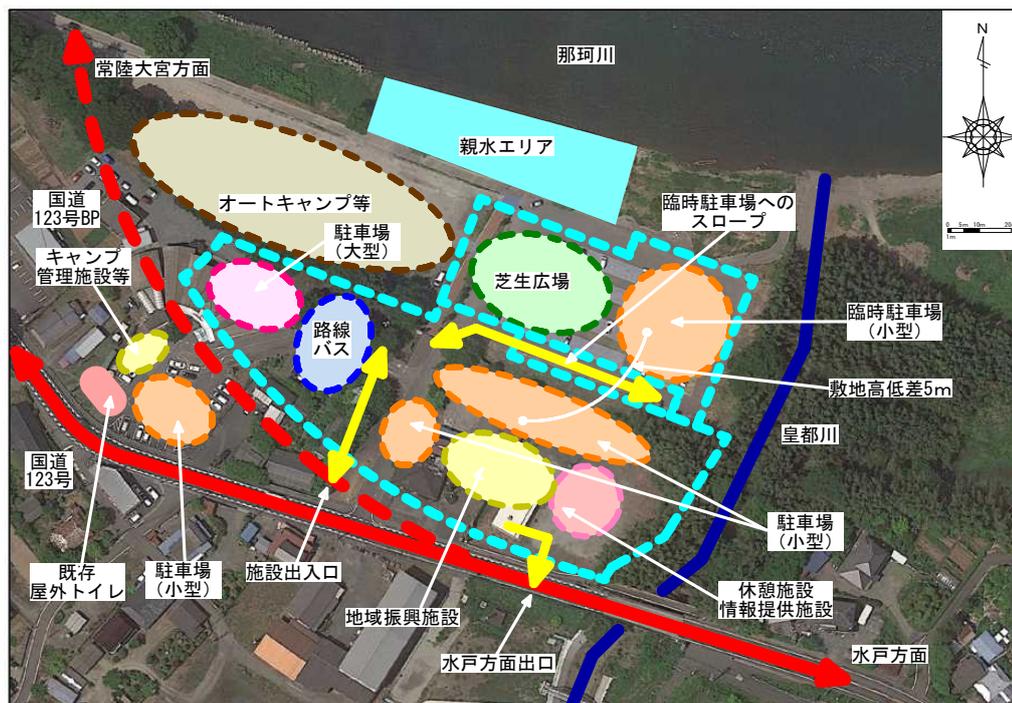
3. 導入施設内容の検討

(1). 導入施設

基本構想の施設関連イメージ図をもとに候補地での配置計画を行い、「道の駅導入機能・施設の検討」で設定しました導入施設について整理します。

※今後、事業を進めるにあたり、配置、導入施設、規模等は変更になる可能性があります。

■施設関連イメージ図

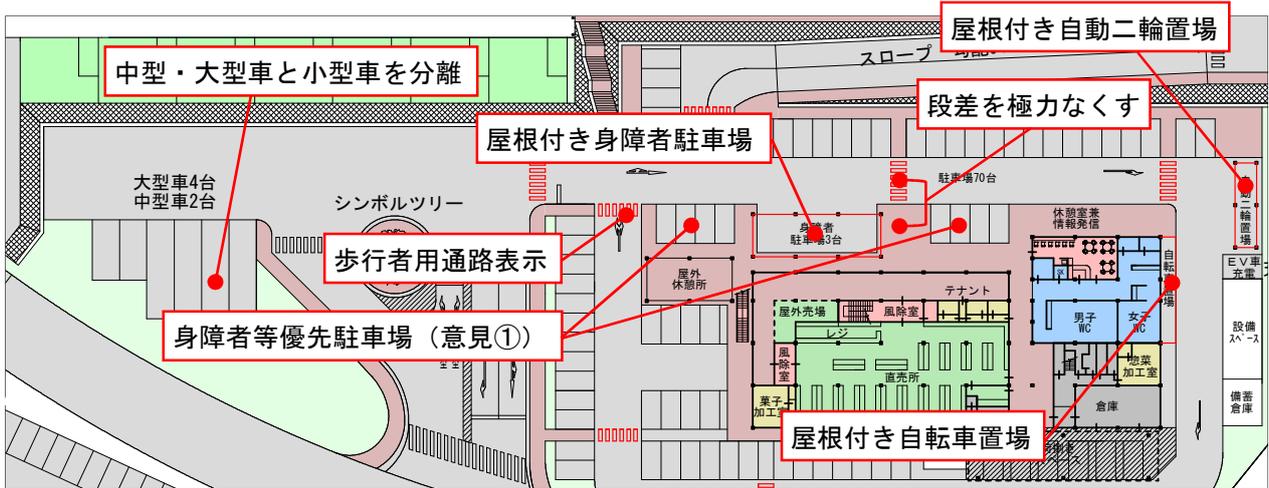


1) 休憩施設

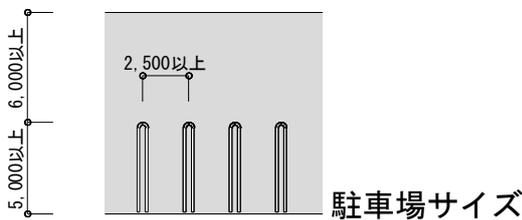
① 駐車場

- ・ 国道 123号の交通量や施設利用に応じた十分な駐車台数を確保した駐車場を整備します。
- ・ 駐車しやすいゆとりをもった駐車スペースを確保します。
駐車場：5m以上×2.5m以上
- ・ 駐車場ラインは、車と車の間隔を確保され車の乗り降りをしやすいダブルラインとします。
- ・ 駐車スペースには極力段差をなくし、人が歩きやすく、運転しやすい駐車場を整備します。
- ・ 小型車と中型・大型車は、可能な限り分離した駐車スペースとなるよう整備します。
- ・ 自転車やバイク等の駐車スペースを確保します。
- ・ 施設の近い位置に高齢者優先や屋根付きの身障者用の駐車スペースを確保します。

- ・身障者用の駐車スペースはバリアフリー法に基づき優先マークを表示し、身障者、妊産婦、介護が必要な高齢者、けが人が利用できるような優先マークを表示します。
- ・敷地を有効活用した配置計画により、本計画では小型車122台、中型・大型車6台、身障者用3台の駐車スペースを計画しています。なお、基本構想では、小型車116台、大型車7台、身障者用3台の駐車スペースを計画しました。（基本構想での駐車スペース数の算定についてはP31資料1のとおり）

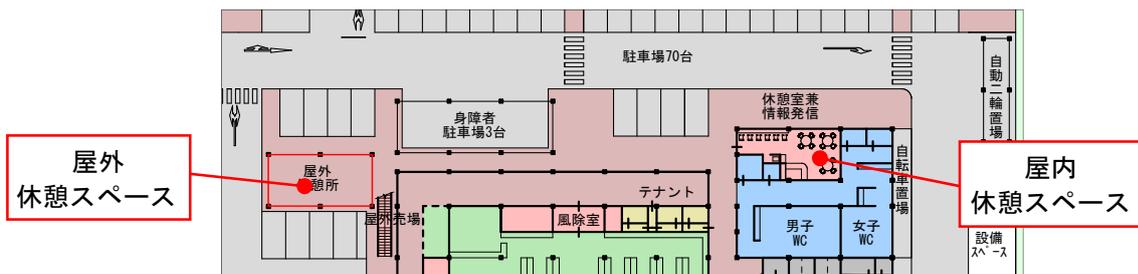


※間取りは一例です。



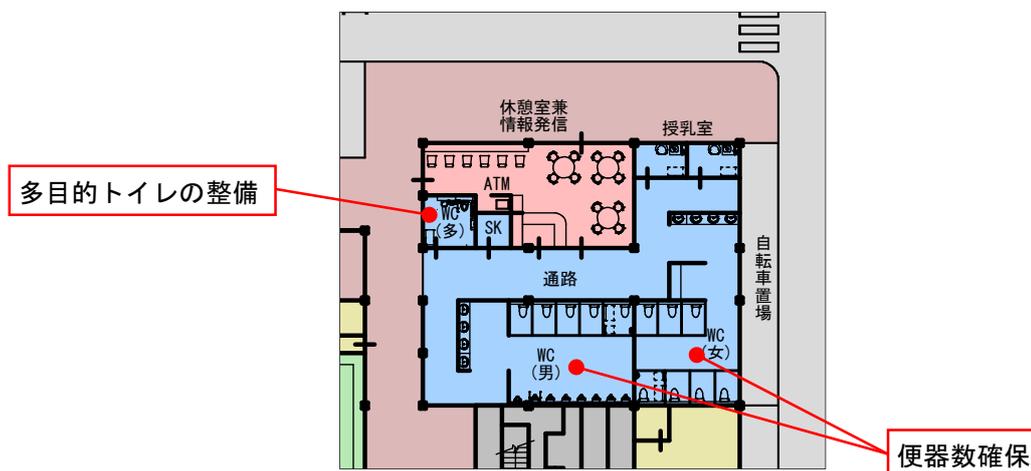
② 休憩スペース

- ・ベンチやテーブルを設置して、道の駅に訪れた方が気軽に利用し、休憩できるスペースを確保します。
- ・2階にバルコニーを設け、休憩できる場所として活用することを検討します。



③ トイレ

- ・24時間利用できて、清潔で明るく使いやすい、誰もが安心して利用できるトイレを整備します。
- ・国道123号の交通量や施設利用に応じた便器数を確保します。
- ・多目的トイレについては、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方等、24時間誰もが安心して利用できるよう整備します。

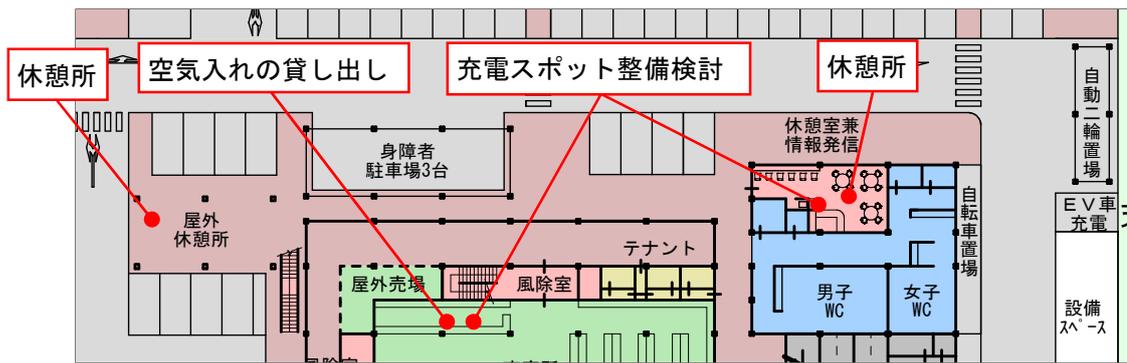


		衛生陶器数	
		既存	計画
男子	小便器数	5器	8器
	大便器数(洋)	2器	5器
	洗面器数	2器	4器
女子	大便器数(洋)	5器	7器
	洗面器数	2器	4器
多目的	大便器数	1器	1器

- ・計画は「設計要領第六集 建築施設編 (R1.7 東日本高速道路株式会社)」より交通量見合いと計画駐車ますが既存駐車ますより増えた割合から算定し、必要器数としました。(算定についてはP33資料2のとおり)

④ サイクルステーション

- ・サイクリストが気軽に立ち寄って休憩できるよう、駐輪スペース、スポーツサイクル対応空気入れの貸し出し等を行うサイクルステーションを整備します。
- ・電動アシストスポーツバイク「E-BIKE」の需要が増えているため、充電スポットとしての整備を検討します。
- ・ロードバイク等の駐輪場は、休憩する場所から見える位置となるように検討します。



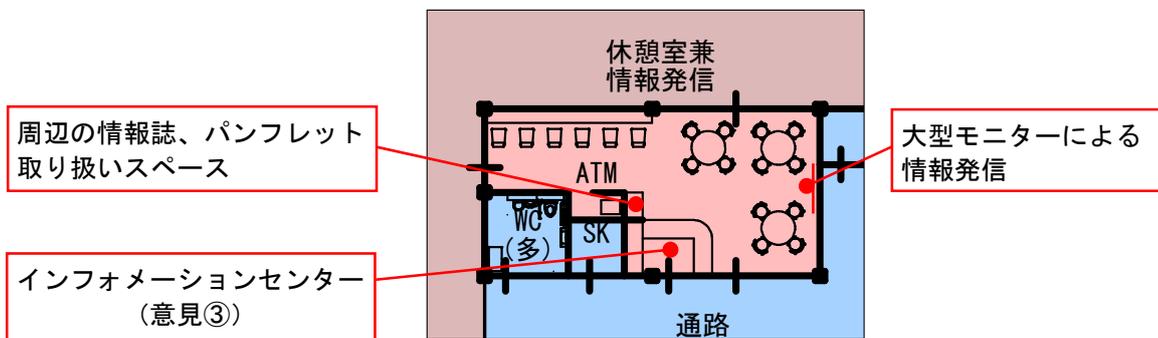
2) 情報発信機能

① 道路情報・観光情報等

- ・道の駅に訪れた人々に道路情報や周辺の観光・イベント情報を提供するための施設の整備をします。
- ・総合観光案内所を設置して、地域の情報を積極的に発信する施設を整備します。

② 災害時の情報

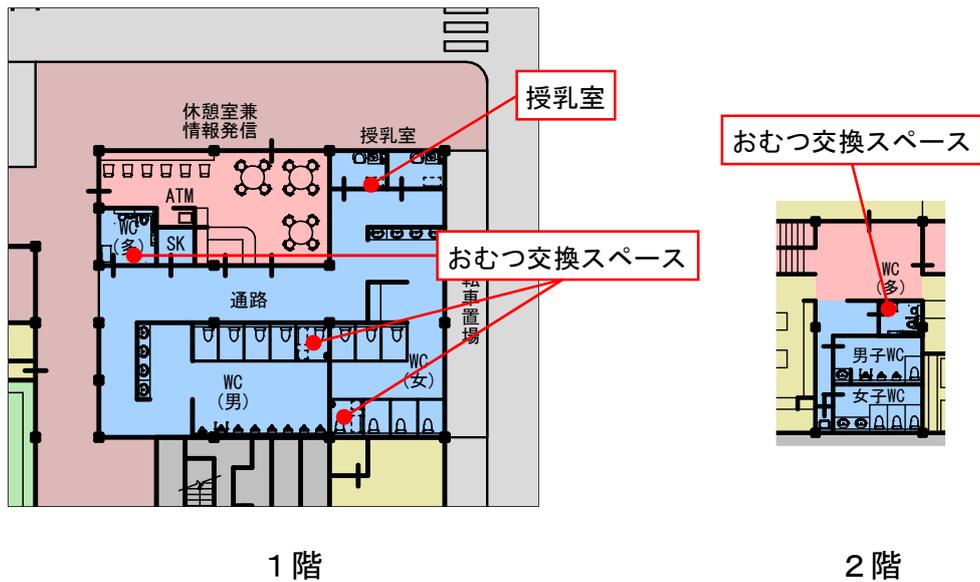
- ・道の駅SPOTを利用する等、災害発生時、災害発生状況等の情報を提供するための方法について検討します。



※道の駅SPOT：「道の駅情報」や「道路情報」を公衆無線LANから60分間無料で利用できる。

3) 子育て応援施設

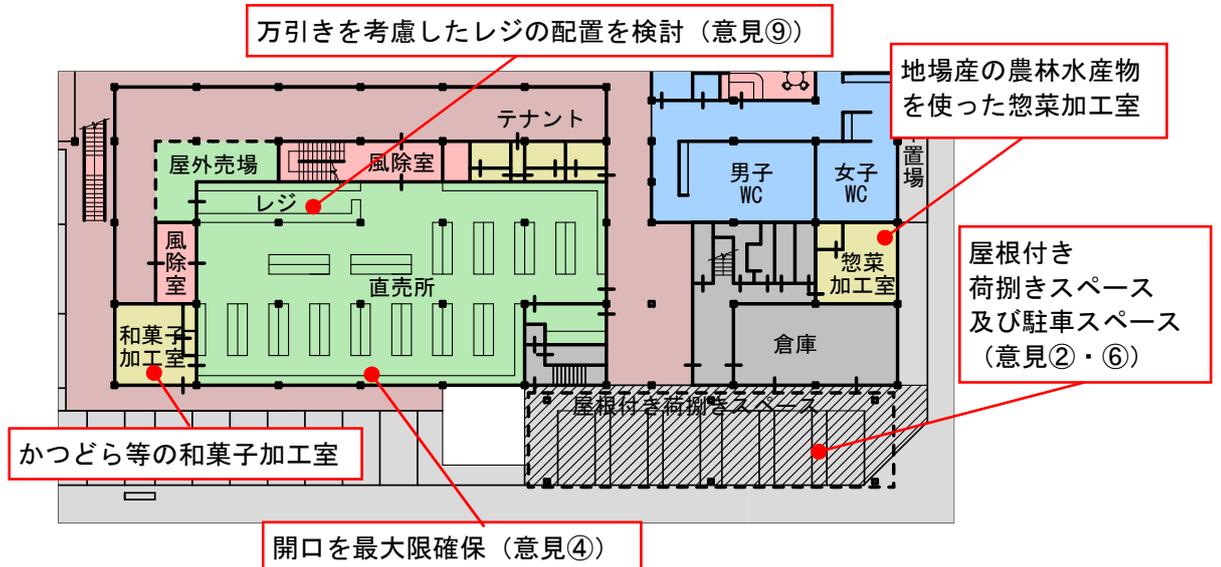
- ・乳幼児をもつ子育て家族が安心して道の駅を利用できるよう、授乳スペースやおむつ交換スペースを整備します。
- ・おむつのばら売りができるように検討します。



4) 地域連携機能

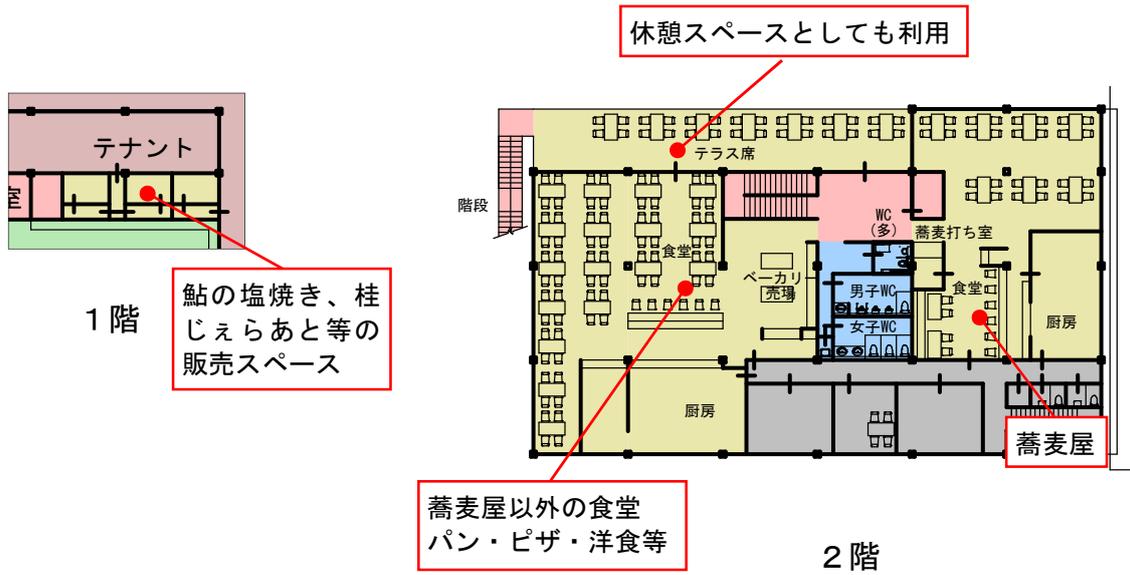
① 農林水産物販売施設（直売所）

- ・引き続き、町や近隣地域で生産される農産物や加工される物産品等を販売し、町の魅力を発信できる場を整備します。
- ・農産物等の荷下ろしを行えるように、庇付きの荷捌きスペースを整備します。



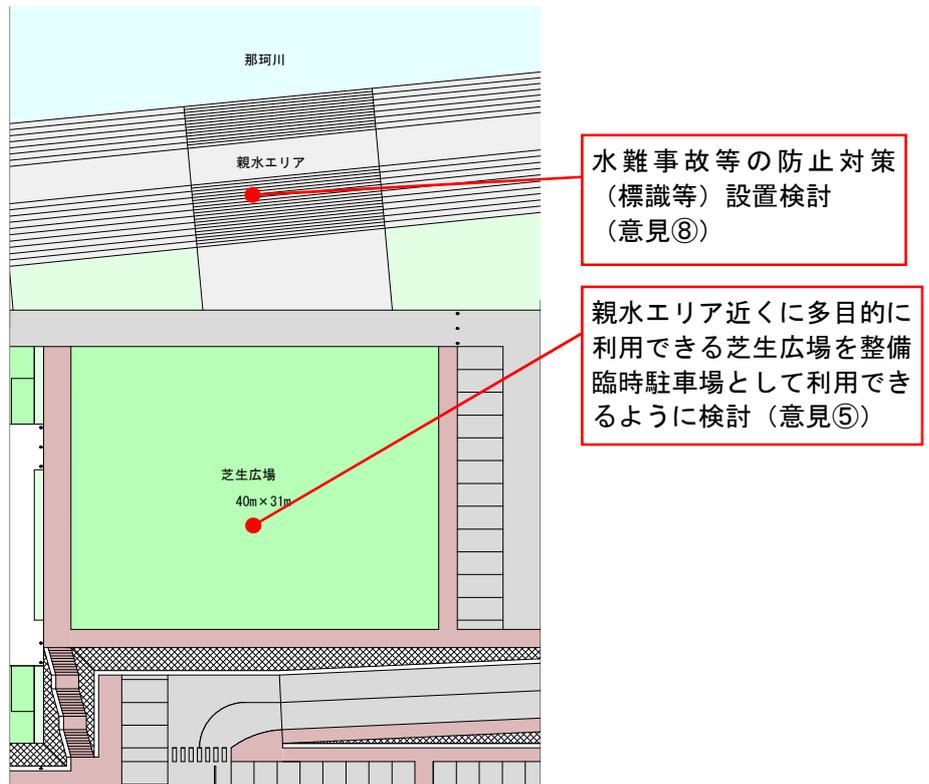
② 飲食施設

- ・町や近隣地域で生産される新鮮な農産物や那珂川でとれる水産物を提供する飲食の場を整備します。
- ・多様な食のニーズに対応するために蕎麦・うどん以外の料理を提供する場を整備します。



③ 多目的広場

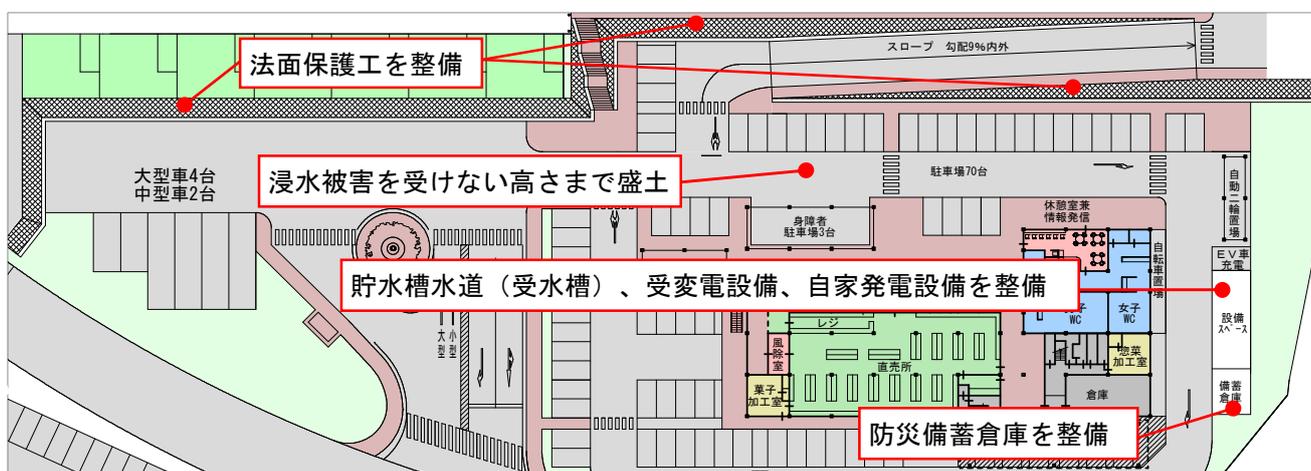
- ・ 景観を眺め、利用者が心安らげる場を整備します。
- ・ イベントが出来る広場など賑わいのある多目的広場の整備を検討します。
- ・ 広場を臨時駐車場として利用できるように検討します。



5) 防災機能

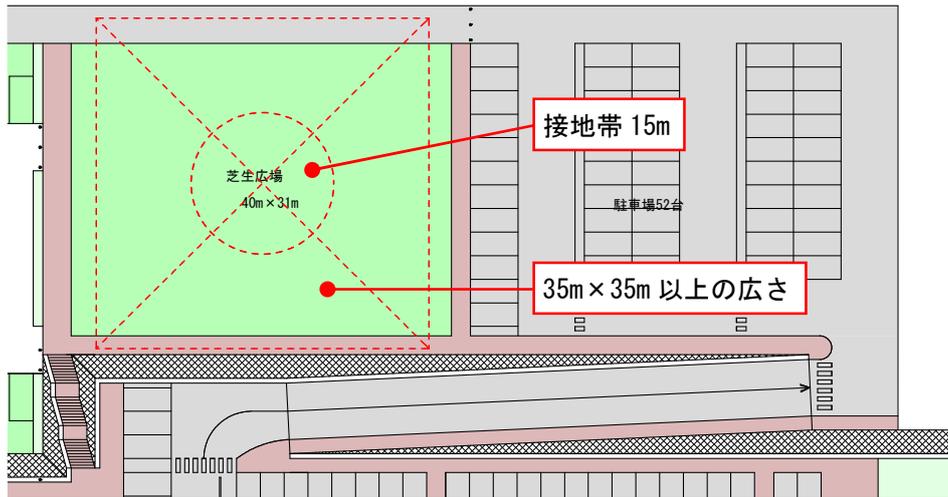
① 防災施設

- ・地震等の災害において、地域住民の一時避難場所となるよう整備をします。
- ・被災時の地域住民や帰宅困難者の支援が出来るよう、防災備蓄倉庫を設置し物資を備蓄します。（防災備蓄倉庫の規模はP38資料3のとおり）
- ・災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽を設け非常用給水栓を設置します。（受水槽規模の算定はP39資料4のとおり）
- ・災害時に停電が起きた場合に、電気等を使用できるようにするため、非常用自家発電機や移動可能な発電機を設置します。



② ドクターヘリポート

- ・現在桂運動公園と御前山県立自然公園駐車場がドクターヘリのランデブーポイントとなっています。芝生広場に計画した敷地にドクターヘリポートの設置が可能か「茨城県ドクターヘリ運航マニュアル」に照らして検討します。
- ※「茨城県ドクターヘリ運航マニュアル」抜粋（P39資料5のとおり）



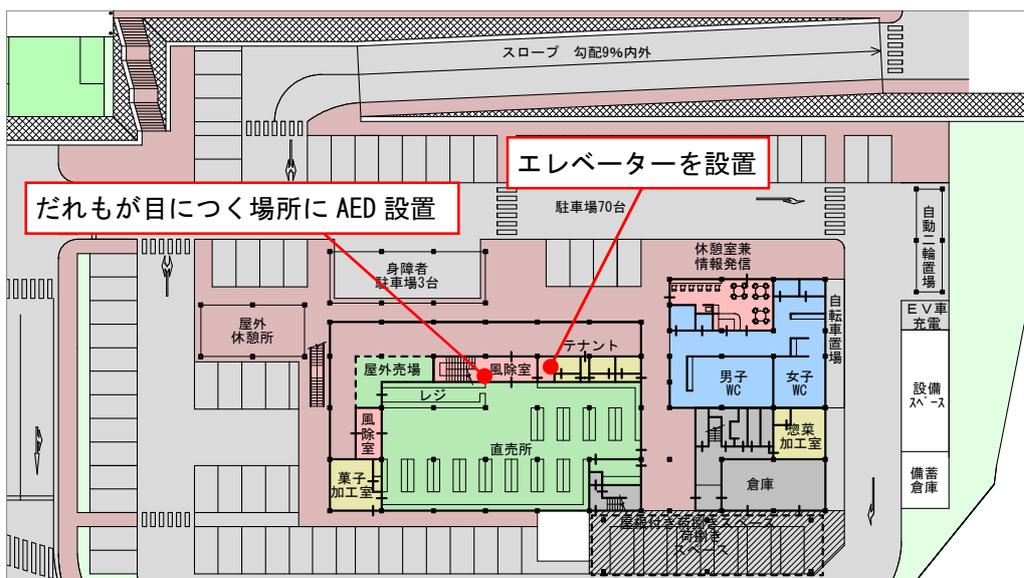
6) その他

① バス停

- ・道の駅かつらを拠点とした周辺地域の周遊を促進するため、路線バスのバス停設置を検討します。

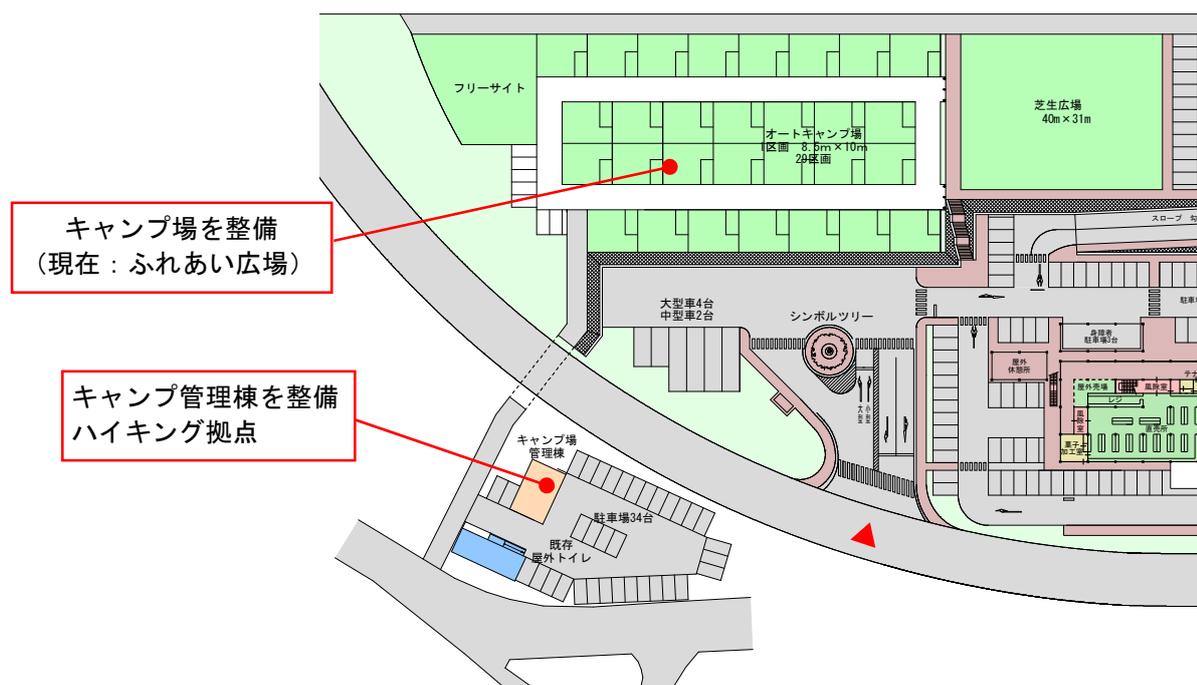
② ユニバーサルデザインに基づく計画

- ・トイレや駐車場など、全ての人々に利用しやすい施設を整備します。
- ・道の駅施設内に授乳室、おむつ交換台を設置します。
- ・食堂を2階に計画するため、車いすの方や高齢者が利用しやすいエレベーターを設置します。
- ・車いす利用者の移動が容易になるように、ゆとりをもって施設内のテーブルやイス等を設置します。
- ・情報発信機能や施設内の案内は、漢字や平仮名、英語など様々な形式で表記するとともに、ピクトグラム記号も併用し、誰もが理解しやすくします。
- ・急病人、けが人の発生に備え、AED の設置、緊急医療情報の提供などを行います。



③ キャンプなどのレジャー拠点

- ・ふれあい広場の現状は、無料のキャンプ場として認知されてしまい、昨今のキャンプブームによるオーバーツーリズムやゴミの投棄、屋外トイレでの洗い物など、常識を超えた使われ方が問題となっているため、ふれあい広場やその周辺について、オートキャンプ場として再整備します。
- ・オートキャンプ場の有料化を視野に入れ、管理棟等の施設も整備します。
- ・「かわまちづくり」支援制度の活用も検討するため、河川管理者と協議していきます。



※配置計画及び施設の間取りは一例です。

④ 道の駅かつらの持ち味の継承

- ・新たな機能を導入する新道の駅かつらについても、長年地域住民やお客様に愛され続けてきた「道の駅かつら」の持ち味や温かい雰囲気は残していくものとします。



現在の道の駅かつら直売所



現在の道の駅かつら食堂

⑤ 建設・維持管理コストの抑制

- ・道の駅に必要な機能は整備する一方で、建設・維持管理のコストが抑えられるように配慮します。

コスト削減方法

建設コスト	維持管理コスト
<ul style="list-style-type: none"> ・建物形状のシンプル化 ・設計寸法・形状の標準化 ・既製品・規格品の設計折り込み ・メーカー製品、施工法などの自由選択性の採用 ・施工性を配慮した設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命・高耐久の部材や機器を採用 ・エネルギーや水の使用量を抑える工夫 ・簡単に調達できる部材の採用
等	等

(2). 施設規模のまとめ

全体の面積規模について、施設の延べ床面積は約1,900㎡、敷地面積は約19,000㎡（ふれあい広場再整備含む。）を計画しています。

各導入施設の規模について、以下に示します。

【道の駅】

種別		現在面積 (㎡)	計画面積 (㎡)	備考	
休憩施設	トイレ	女性用	27	46	便器数7器
		男性用	25	60	便器数大5器 小8器
		多目的	8	8	便器数1器
		計	60	114	
	情報発信スペース	6	49		
	駐車場	小型車用	(108台)	(122台)	
		中型・ 大型車用	(6台)	(6台)	
		身障者用	(2台)	(3台)	
		計	(116台)	(131台)	
	小計	66	163		
地域振興 施設	物販施設	直売所	255	343	
		屋外売場	12	30	
		バックヤード	-	13	
		計	267	386	
	飲食施設	食堂	83	285	
		テラス	-	80	
		厨房	35	80	
		計	118	445	
	加工施設	加工室	-	60	惣菜、和菓子
	テナント	売場	17	25	3区画
	付帯施設	事務所	63	149	事務室、研修室
		更衣室	-	26	更衣室、休憩室
		通路等	142	458	授乳室、倉庫 飲食施設トイレ等
		計	205	633	
	小計	607	1,549		
	建物面積合計		673	1,712	
敷地面積合計		10,628	約13,000	河川区域駐車場含む	

【オートキャンプ場】

種別	現在面積 (㎡)	計画面積 (㎡)	備考
管理棟	-	60	
屋外トイレ	60	60	既存再利用
炊事棟	-	20	
建物面積合計	60	140	
敷地面積合計	4,800	約6,000	

4. 建築計画

(1). 空間・意匠計画

空間及び意匠のあり方について、道の駅整備コンセプトをもとに、国道123号の交通特性、那珂川・御前山等の周辺自然環境などや敷地内の動線及びゾーニング計画を踏まえ、次のとおり計画します。

1) 那珂川・御前山・新那珂川大橋の眺望と調和した空間・意匠計画

- ・ 清流那珂川と県立自然公園御前山そして新那珂川大橋の眺望を活かし、地域の景観、眺望に配慮した空間・意匠計画とします
- ・ 那珂川との親水性をより高める計画とします。
- ・ 広い開口を確保することにより風光明媚な景観を取り込み、温もりと開放感のある計画とします。

2) 誰もが利用しやすい空間・意匠計画

- ・ 利用しやすい施設レイアウトとし、動線に配慮した配置計画とします。
- ・ 周辺の眺望を楽しめる空間を確保する計画とします。
- ・ イベント広場などの整備によって、にぎわいと活気のある活動的な計画とします。
- ・ 誰もが気軽に立ち寄り、安心して利用することができるよう、ユニバーサルデザインを採用します。

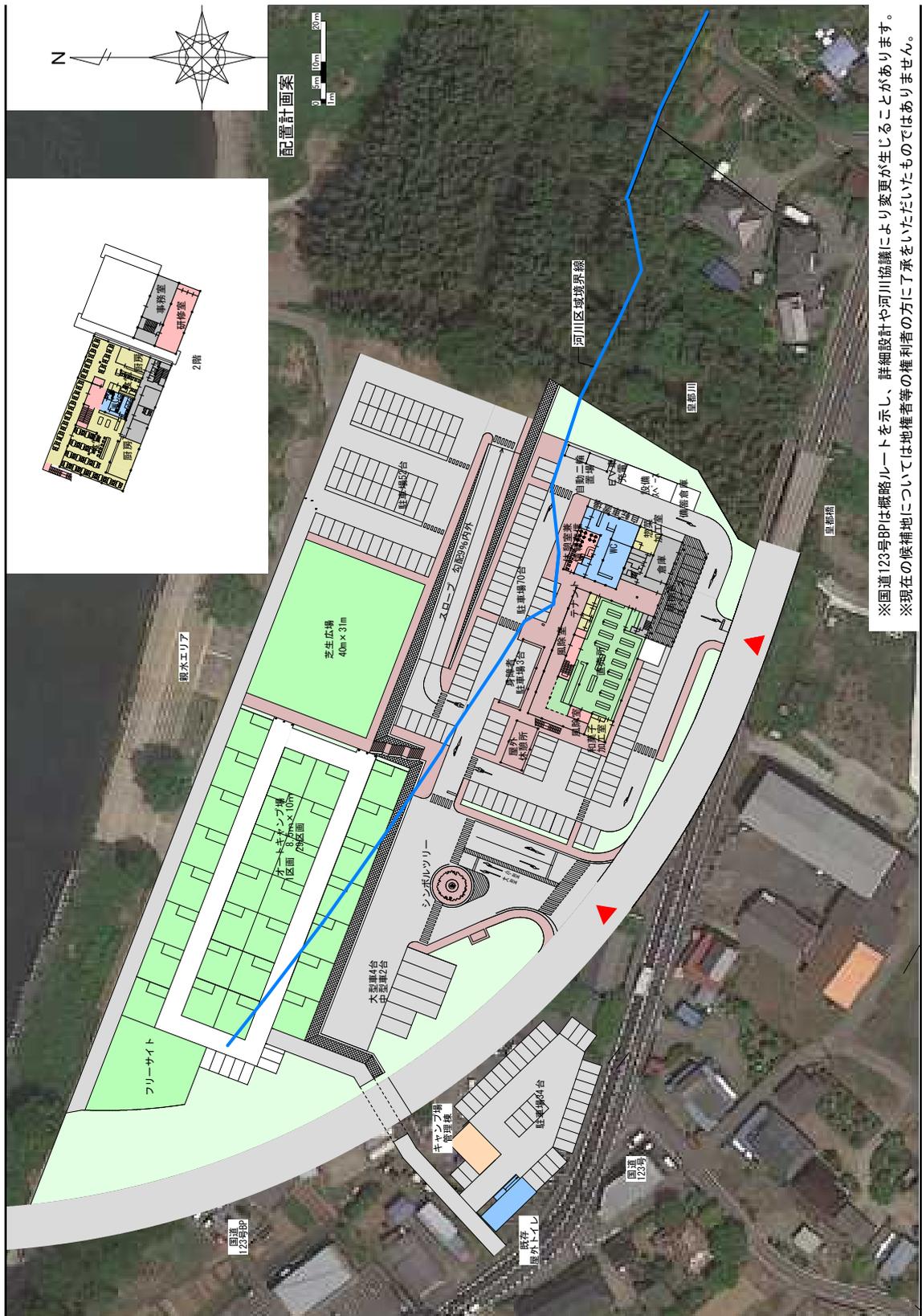
3) 安心感と開放的な印象を与える空間・意匠計画

- ・ 施設内での利用者の安全を確保するため、壁や柱等による死角をできるだけ排除した見通しのよい空間づくりに努め、見渡しやすく、安心感のある空間・意匠計画とします。
- ・ 建物内部の間仕切りや什器類の配置移動等においても、可変性の高い利用が可能な計画とします。
- ・ 感染症対策にも十分配慮した計画とします。

(2). 配置・施設平面計画

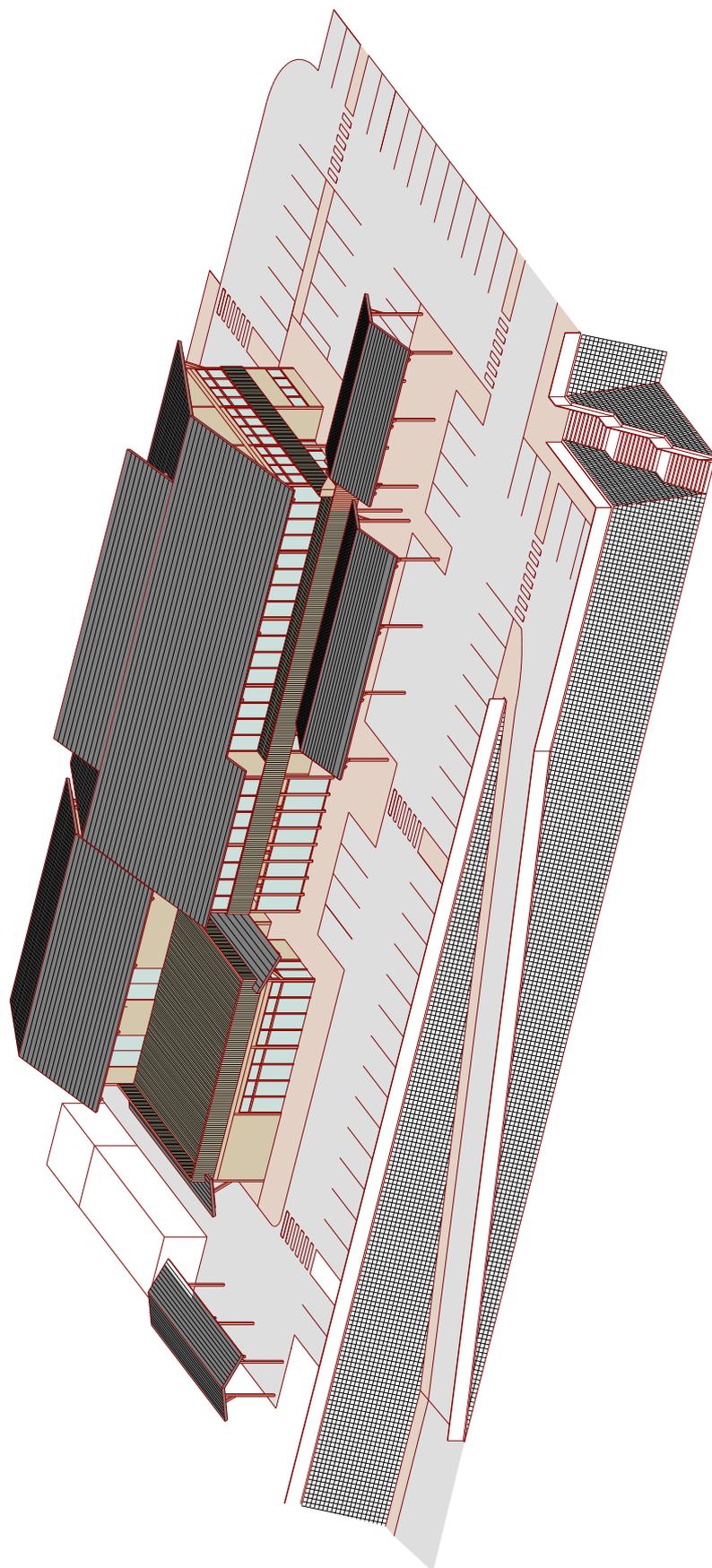
ゾーニング計画をもとに、候補地の配置計画の検討を行った結果は、以下のとおりとなります。配置計画案、施設計画図案及び外観イメージについては、当基本計画策定にあたって作成したイメージであります。基本・実施設計を通じて、今後も検討を進めていきます。

① 配置計画案



※国道123号BPは概略ルートを示し、詳細設計や河川協議により変更が生じる可能性があります。
※現在の候補地については地権者等の権利者の方に了承をいただいたものではありません。

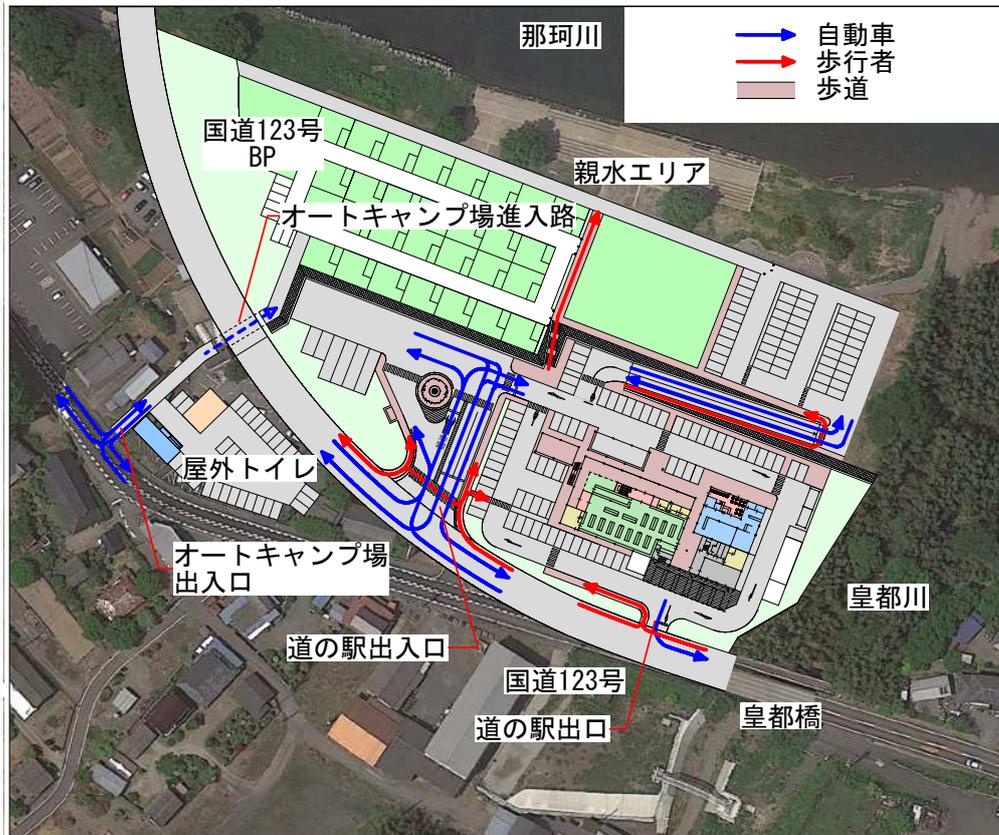
③ 外観イメージ



外観イメージ

5. 道路計画

施設配置計画を踏まえ、道路計画を検討します。



(1). 自動車動線

1) 周辺道路について

アクセス道路は、南側に位置する国道123号のみとなっています。国道123号は皇都橋より西側を、那珂川大橋架け替えに伴い道路工事も行われます。

2) 道の駅出入口について

道の駅出入口の位置については、建物の西側とし、国道123号BPと敷地の高低差が少ない位置で検討します。その他、水戸市方面への出口として皇都橋付近に1ヶ所設置を検討します。

具体的な位置については、関係機関との協議調整を行います。

3) 親水エリア出入口について

河川区域境界付近にスロープを設置し、河川区域内への駐車場に自動車移動できるように関係機関との協議調整を行います。

(2). 歩行者動線

国道123号BPや道の駅駐車場から道の駅建物まで安全に移動できるよう歩道や横断歩道を整備します。河川区域内への駐車場には上記のスロープの他、階段を設置します。

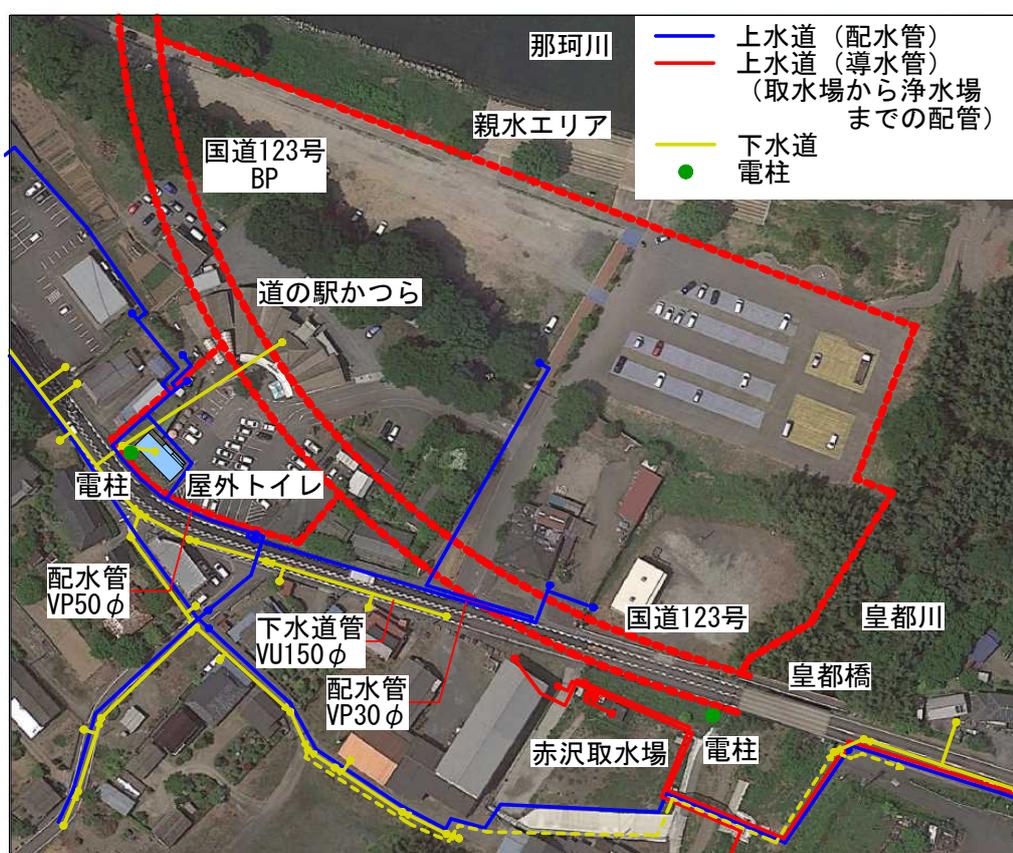
(3). オートキャンプ場出入口について

既存屋外トイレからの進入を検討しています。

具体的な位置については、関係機関との協議調整を行います。

6. インフラ計画

施設配置計画を踏まえ、インフラ計画を検討します。



(1). インフラ状況

1) 上水施設

城里町では、「城里町水道事業」により各地域に上水を供給しています。候補地周辺には、西側に現道の駅かつらに供給しているVP50φ、東側はVP30φが国道123号の歩道下に埋設されています。

2) 下水施設

城里町の下水処理区域では、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水によって下水を処理し、区域外は合併浄化槽の設置が必要となります。

候補地周辺は特定環境保全公共下水道事業により、西側から現道の駅かつらの進入路までの間に、VU150φが国道123号の下に埋設されています。

3) ガス施設

城里町は、都市ガスは無くプロパンによる個別供給となっています。

4) 電気施設

国道123号を挟んだ向かい側に送電が可能な電柱があります。

(2). インフラ計画**1) 上水施設の整備**

現道の駅かつらがある西側に埋設されている配水管VP50φから分岐、または東側に埋設されている配水管VP30φより引き込みを計画します。

一時的に多量の水の使用が考えられるため受水槽方式とし、災害や事故等による断減水時の給水確保が必要な場合や、国道123号の工事に伴う上水ルート変更による一時的な断水に対応できるようにします。

具体的な供給方法については、町水道課と協議調整を行います。

2) 下水施設の整備

現道の駅かつらの進入路付近にある公共下水のマンホールに接続を計画します。国道123号の工事に伴う下水ルート変更が必要となるため、接続し直す工事が考えられます。

具体的な排水方法については、町下水道課と協議調整を行います。

3) ガス施設の整備

プロパンガスを一カ所に集中して貯蔵し供給する集中供給方式を計画します。

4) 電気施設の整備

低圧では需要を賄いきれないことが想定されるため、高圧で引き込み、キュービクル式受変電設備を設置する方法で計画します。供給は近くの電柱より引き込みます。

具体的な受電方法については、電気事業者と協議調整を行います。

5) 電話・通信施設の整備

電気と同様に供給は、近くの電柱より引き込みます。

具体的な引き込みについては、電話・通信事業者と協議調整を行います。

7. 造成計画

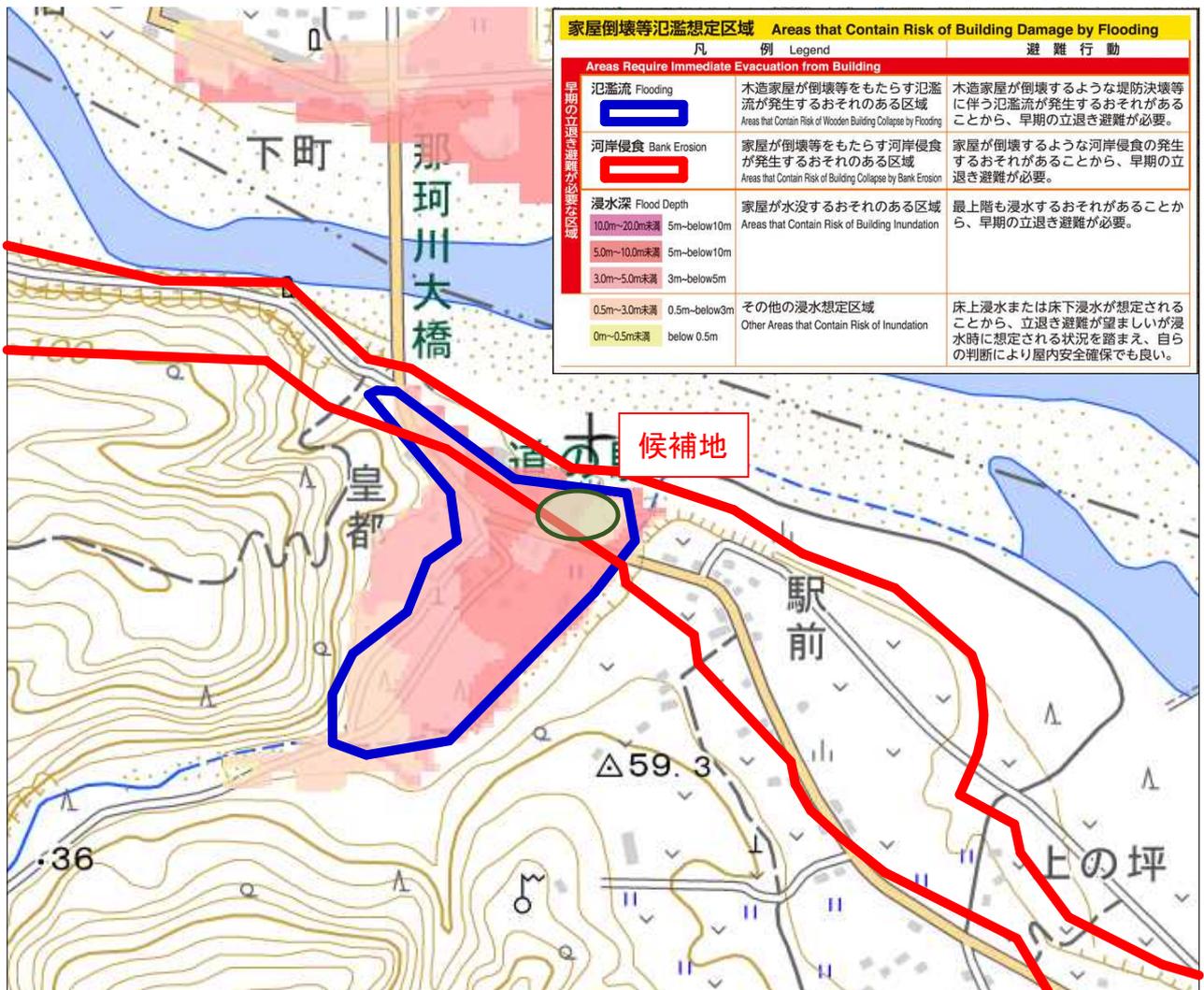
(1). 家屋倒壊等氾濫想定区域での造成計画

候補地は下の図のとおり氾濫流及び河岸浸食の発生や家屋の水没するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていることから、次の対策を行います。

対策

浸水の恐れがない高さまで盛土することにより、浸水、洪水氾濫対策を行います。河岸浸食については、川幅等から推算した範囲であるため、対策を施しても想定区域に変更はありませんが、盛土した土地と水際の土地との高低差は法面保護工を設置することによる、河岸浸食対策を行います。その他の対策として、河川区域利用者に対して、緊急情報をお知らせする放送設備を道の駅に設置します。

令和3年城里町洪水・土砂災害ハザードマップより
家屋倒壊等氾濫想定区域（道の駅かつら付近）

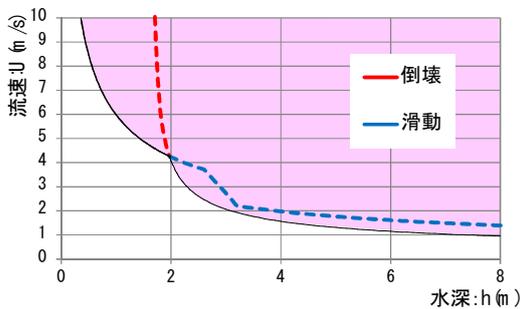


＜参考＞家屋倒壊等氾濫想定区域の設定について

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨(1/1000年確率規模以上)を想定して設定されています。設定方法は下記のとおりです。

家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)

一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算。頑強な高層のビルがある場合には、倒壊等の恐れは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もある。



一般的な木造家屋の倒壊等に係る流速・水深の関係

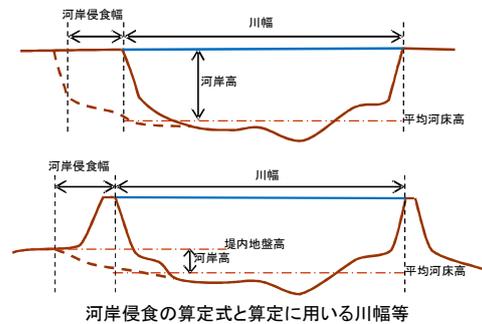
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域を推算。

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を、河岸高(堤内地盤高と平均河床高の差)や川幅等から推算。

$$\text{河岸侵食幅} = \text{河岸高} \times \alpha$$

($\alpha=5\sim35$ (川幅や河床勾配により決まる))



河岸侵食の算定式と算定に用いる川幅等

出典：第2回「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 資料

(令和2年4月 国土交通省)

1) 造成高さについて

現在の地盤の高さは、那珂川の計画高水位（H. W. L^{*}127.724m）から現道の駅かつらの駐車場・屋外トイレで-1.3メートル、御前山県立自然公園駐車場で-3.3メートル下がっています。

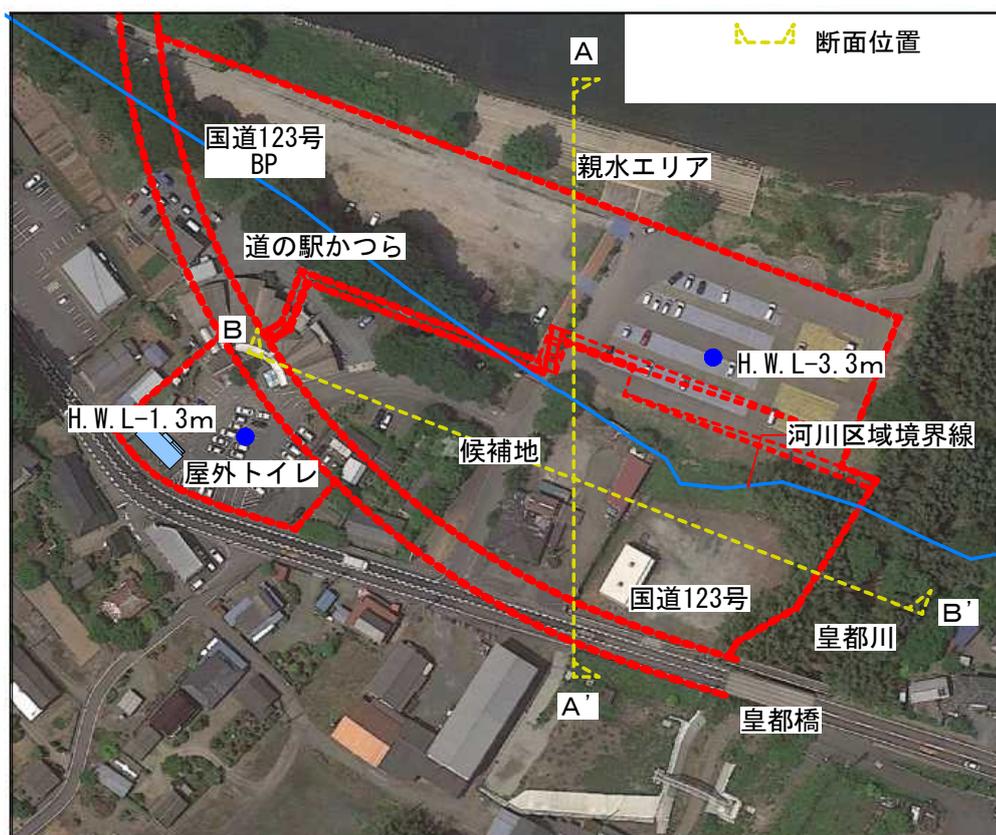
道の駅を災害時の拠点機能として影響がないように、道路から乗り入れを考慮した合理的な高さまで盛土をする計画とします。

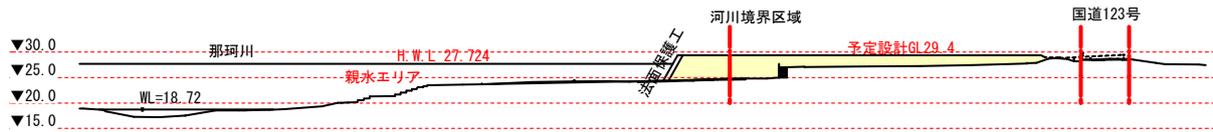
盛土した土地と水際の土地との高低差は法面保護工により、洪水による浸食作用から保護します。^(※2)

皇都川側の法面についても、法面保護の必要性を含め協議検討します。

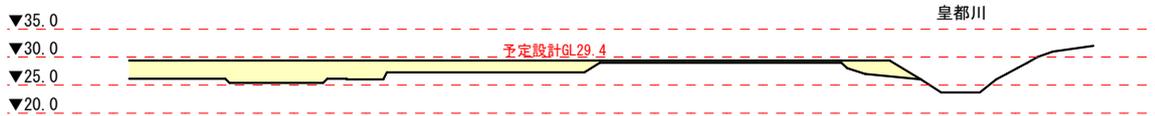
※1 計画高水位：治水計画上、河道に配分する最大水位

※2 候補地は河川区域に掛かるため、河川区域内の施設配置計画については、占用許可を受ける必要があります。（堤防整備時には、再整備する可能性があります。）





A-A' 断面図



B-B' 断面図

2) 雨水排水計画

雨水排水の処理方法として、敷地内に雨水排水路や側溝を整備し、皇都川への放流を検討します。

土地開発によって雨水流出量が増大するため、調整池、貯留槽の設置の必要性について、今後、河川管理者と協議調整を行います。



3) 既存の道の駅の移転計画

既存道の駅の営業に支障が出ないようにするためには、道の駅進入路から東側の範囲で建物の配置を計画する必要があります。

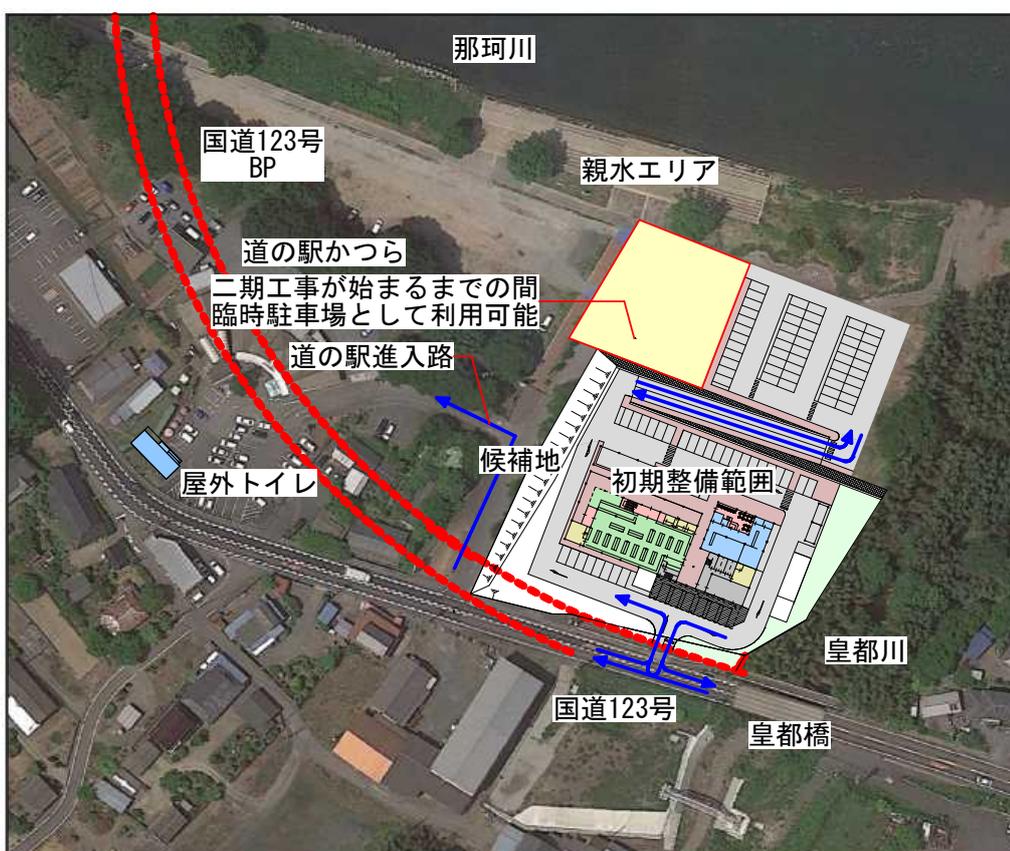
想定した初期整備範囲は、下の図のとおりとなります。

河川側に降りるスロープを初期に整備して河川側にも駐車場を確保し、初期時の駐車台数の不足に対応します。

出入りは、皇都橋側に整備を検討している水戸市方面への出口を、一時的に出入口として利用することを検討します。

初期整備範囲内での車両の通行方向については、安全を最優先に検討するとともに、生産者、出荷者の利便性にも考慮して検討します。

具体的な出入口位置については、関係機関との協議調整を行います。



8. 事業化に向けた検討

(1). 概算事業費算定

各計画事項に基づく工事費の概算事業費を示します。なお、具体的な整備内容については、関係機関との協議調整を踏まえ確定していくこととなります。

●道の駅移転整備（第1期工事 ※初期整備）

（単位：百万円）

種別	内容	概算事業費
造成工事	準備工、整地工、法面整備工	84
外構工事	外構工（駐車場、車路、歩道等）、給排水設備工、電気設備工（受変電設備、屋外照明、EV車急速充電設備、非常用自家発電設備等）	108
建物工事	道の駅、管理棟、付帯建物	942
解体工事	現道の駅、事務所、倉庫等	82
合計		1,216

●ふれあい広場オートキャンプ場・駐車場整備（第2期工事）

（単位：百万円）

種別	内容	概算事業費
造成工事	準備工、整地工、法面整備工	167
外構工事	外構工（駐車場、車路、歩道等）、給排水設備工、電気設備工（屋外照明）、広場・植栽整備工（植栽、案内板、広場整備）	64
ふれあい広場 キャンプ場整備	整地工、外構工（駐車場、車路、舗装等）、植栽整備工、建築工（管理棟、炊事棟等）	66
合計		297

（単位：百万円）

第1期工事	1,216
第2期工事	297
合計	1,513

(2). 工事全体の財源計画

工事全体の財源は、導入施設の内容を踏まえ、各種補助事業や有利な起債を活用することを検討します。

導入を検討する主な公的補助制度等は以下のとおりとなります。その他、補助対象となる補助金等があれば積極的に活用を検討します。

①農山漁村振興交付金

所管	農林水産省
目的	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援するため交付金を交付することにより、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。
交付対象事業	・農山漁村活性化整備対策 都道府県又は市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進のための計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する事業 ※既存施設の代替として、同種または同能力のものを再度整備する場合は交付対象とならない。
交付条件	農山漁村振興推進計画の策定
地域振興の具体例	農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備
補助率	1/2等（上限額 290 千円/m ² ）

②地方創生拠点整備交付金

所管	内閣府
目的	地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく施設等整備の実施に要する費用に充てるため、国から地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方創生に資する施設整備等の取り組みを進めることを目的とする。
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設 ・地方への移住や起業等に確実につながる施設 ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設 ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設 ※他の国補助制度の交付対象となる可能性がある場合には、原則として拠点整備交付金は対象外となる。
交付条件	地域再生法に定める地域再生計画の策定 施設整備計画の策定
地域振興の具体例	複合施設（道の駅を含む各種施設）等整備各種ソフト事業等
補助率	1 / 2

③クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

所管	経済産業省
目的	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れ、災害時にも非常用電源として活用可能な車両について、需要創出及び車両価格の低減を促すと同時に、車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とする。
交付対象事業	電気自動車・プラグインハイブリッド車に充電するための設備の購入費及び工事費の一部
交付条件	対象設備を設置する法人、地方公共団体等
地域振興の具体例	EV 充電器等
補助率	設備費：1 / 2 等、工事費：定額 ※いずれも上限額あり

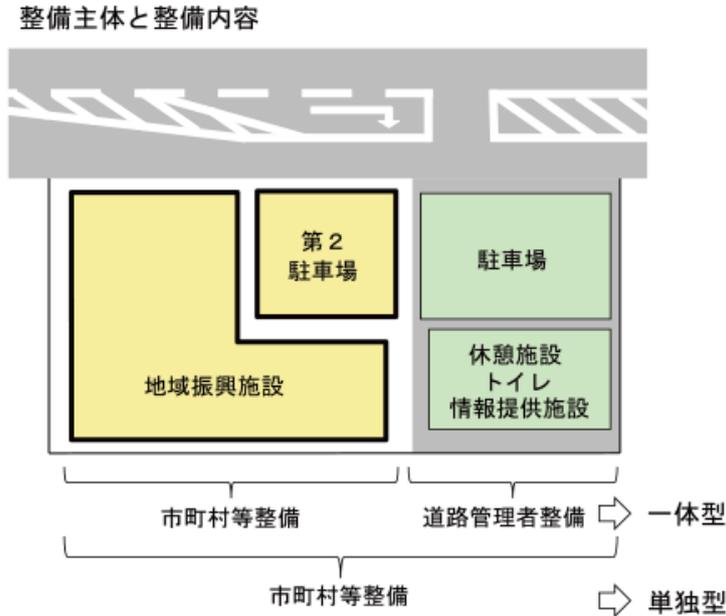
④合併特例事業債

合併特例事業債は、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、市町村建設計画に基づき、借り入れすることができる地方債です。毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるため、有利な財源とされます。

(4) 道の駅の整備主体及び整備手法

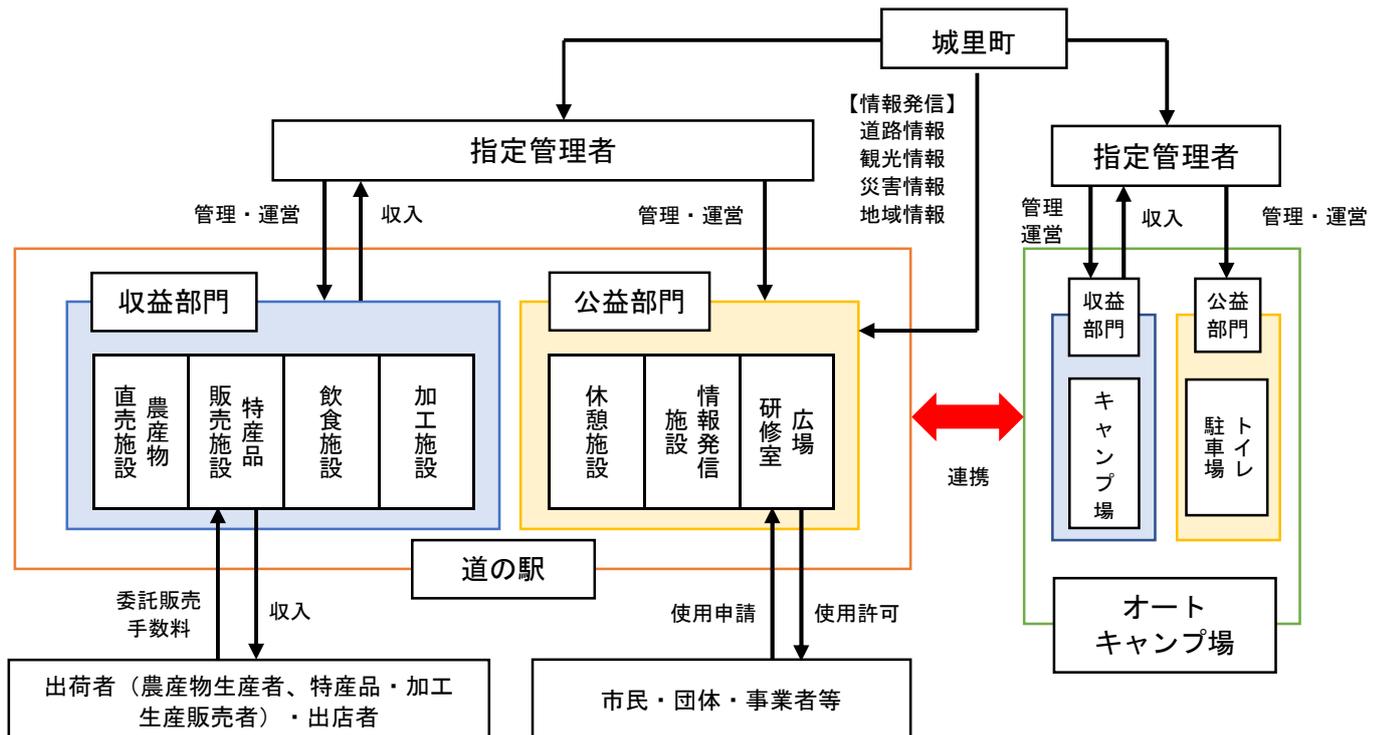
道の駅の整備手法については、道路管理者と市町村等で整備する「一体型」と、市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類があります。

本町の整備手法については、今後、道路管理者等の関係機関と調整を進めていきます。



(5) 管理運営方式

管理運営は、指定管理者による管理運営体制となります。オートキャンプ場も含めた管理運営は、下記のような体制が考えられます。(事業収支計画はP41資料6のとおり)



(6). 計画実現に向けた進め方

1) 道の駅移転整備（第1期工事）

令和7年度の開業を目指し、関係機関等との調整や設計・工事等を進めます。

【事業スケジュール（予定）】 ※各業務内容等の期間には、準備や調整の期間も含まれます。

業務内容等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降	備考
計画の策定 ・基本構想の策定※ ・基本計画の策定								※令和3年6月策定
関係者協議 ・道路管理者 ・関係各機関								
測量・設計 ・用地測量調査 ・地質調査 ・基本設計 ・実施設計等								
用地交渉・法的手続き ・開発許可、建築関連申請 ・事業認定申請 ・河川協議 ・用地取得等								
建設・施工 ・造成工事 ・外構工事 ・建築工事等								
開業準備 ・各種準備 ・引越等								
道の駅開業						開業		
現道の駅解体								

2) ふれあい広場オートキャンプ場・駐車場整備（第2期工事）

道の駅開業後、関係機関等との調整や取付道路等の進捗に合わせて工事等を進めます。

【事業スケジュール（予定）】 ※各業務内容等の期間には、準備や調整の期間も含まれます。

業務内容等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降	備考
関係者協議 ・道路管理者 ・関係各機関								
測量・設計 ・実施設計等								
各種手続き ・河川協議等								
建築・施工 ・造成工事 ・外構工事 ・建築工事等								

資料 1 駐車場

平成22・27年に国土交通省が実施した交通量調査をもとに独自の必要台数を算定しました。

算定の結果、駐車まず数は

「小型車 116 台」、「大型車 7 台」、「身障者用 3 台」

と設定します。既存と算定結果の比較は以下のとおりです。

(台)

	小型車	大型車	身障者用	合計
既存駐車まず	108	6	2	116
計画駐車まず	116	7	3	126

1) 平成 22・27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査による交通量 (昼間 12 時間)

(台)

	小型車	大型車	合計
平成 27 年度	4,248	392	4,640
平成 22 年度	5,133	411	5,544

交通量は平成 27 年度を採用し「小型車 4,250 台」、「大型車 400 台」と設定しました。

2) 駐車まず算定方法

「設計要領第六集 建築施設編」(東日本高速道路株式会社)と「道の駅」の駐車場に関する調査結果を用いて算定します。

駐車まず数 = 計画交通量 × 立寄率 × ラッシュ率 ÷ 回転率

計画交通量 = 交通量 × 休日サービス係数

回 転 率 = 60 分 ÷ 平均駐車時間

【算定に用いた諸数値】

施設の種類	車種	立寄率	ラッシュ率	平均 駐車時間	回転率
直売充実型	小型車	0.25	0.14	33	1.8
	大型車	0.18	0.18	23	2.6

出典：「道の駅」の駐車場に関する調査結果

休日サービス 係数	年平均交通量 Q (両方向：台/日)	サービス係数
	$0 < Q \leq 25,000$	1.4
	$25,000 < Q \leq 50,000$	$1.65 - Q \times 10^{-5}$
	$50,000 < Q$	1.15

出典：「設計要領第六集 建築施設編」（H29.7 東日本高速道路株式会社）

3) 駐車まず算定

小型車： $4,250 \times 1.4 \times 0.25 \times 0.14 \div 1.8 = 115.7$ ∴116 台大型車： $400 \times 1.4 \times 0.18 \times 0.18 \div 2.6 = 6.9$ ∴ 7 台

4) 身障者用駐車スペース算定

また小型車・大型車の駐車まずに加えて、別途身障者用の駐車スペースを「設計要領第六集 建築施設編」（東日本高速道路株式会社）を用いて算定します。

【身障者用小型駐車まず数】

駐車まずの区分	身障者用小型駐車まず数
全小型駐車まず数 ≤ 200	全小型駐車まず数 $\times 1/50$ 以上
全小型駐車まず数 > 200	全小型駐車まず数 $\times 1/100 + 2$ 以上

出典：「設計要領第六集 建築施設編」（R1.7 東日本高速道路株式会社）

5) 身障者用小型駐車まず算定

 $116 \times 1/50 = 2.3$ ∴3 台

資料2 トイレ

トイレの規模は「設計要領第六集 建築施設編（R1.7 東日本高速道路株式会社）」を用いた場合（計画A）と、既存の駐車場が増えた割合（約1.5倍）からトイレの規模を想定した場合（計画B）で算定しました。概ね男子小便器及び女子便器数は計画Bにより、男子大便器は計画Aにより独自の必要基数を算定しました。

算定結果、トイレの規模は、「100～200㎡」で設定します。
既存と算定結果の比較は下記のとおりです。

		面積	設備（器）					
既存	男子	25.0㎡	小便器	6	大便器（洋）	2	洗面	2
	女子	27.3㎡			大便器（洋）	5	洗面	2
	多目的	8.2㎡	多目的	1	オストメイト	1		
	合計	60.5㎡						
計画A	男子	66.0㎡	小便器	5	大便器（洋）	4	大便器（和）	1
			大型ブース	1	オストメイト	1	洗面	2
	女子	135.0㎡	パウダールーム	6	大便器（洋）	15	大便器（和）	2
			大型ブース	1	オストメイト	1	洗面	4
	多目的	10.8㎡	多目的	1	オストメイト	1		
	合計	211.8㎡						
計画B	男子	43.8㎡	小便器	7	大便器（洋）	3	洗面	3
	女子	44.4㎡			大便器（洋）	7	洗面	3
	多目的	10.8㎡	多目的	1	オストメイト	1		
	合計	99.0㎡						

※多目的：車椅子利用者の他、子供連れ、高齢者が利用できるトイレ

※大型ブース：おむつ交換台が設置されたブース

■計画A 「設計要領第六集 建築施設編 (R1.7 東日本高速道路株式会社)」
を用いた場合

1) トイレ利用者数算定方法

$$\begin{aligned} \text{トイレ利用者数} = & (\text{小型車駐車ます} \times \text{駐車回転率} \times \text{平均乗車人数} \\ & + \text{バス駐車ます} \times \text{駐車回転率} \times \text{平均乗車人数} \\ & + \text{貨物車駐車ます} \times \text{駐車回転率} \times \text{平均乗車人数}) \\ & \times \text{トイレ利用率} \times \text{性別比率} \times \text{ピーク率} \end{aligned}$$

【算定に用いた諸数値】

	項目	小型車	バス	貨物車
一般 サービス エリア	駐車ます(台)	116	3	4
	駐車回転率	1.8	2.6	
	平均乗車人数(人)	2.2	27	1.1
	トイレ利用率	0.76		
	性別比率	男:0.54 女:0.46		
	ピーク率	男:2.1 女:2.8		

出典: 「設計要領第六集 建築施設編」 (R1.7 東日本高速道路株式会社)

2) トイレ利用者数算定

- ・ トイレ利用者(男): $(116 \times 1.8 \times 2.2 + 3 \times 2.6 \times 27 + 4 \times 2.6 \times 1.1) \times 0.75 \times 0.54 \times 2.1 = 579.5 \therefore 580 \text{人}$
- ・ トイレ利用者(女): $(116 \times 1.8 \times 2.2 + 3 \times 2.6 \times 27 + 4 \times 2.6 \times 1.1) \times 0.75 \times 0.46 \times 2.8 = 658.2 \therefore 660 \text{人}$

3) 衛生陶器数算定方法

●男子トイレ

- ・ 小便器数 = 小便器利用率 × トイレ利用者(男) ÷ 小便器回転率
- ・ 大便器数(洋) = 大便器係数 × 小便器数 × 男子洋式便器設置率
- ・ 大便器数(和) = (大便器係数 × 小便器数) - 大便器数(洋)
- ・ 大型ブース = 1ヶ所
- ・ オストメイト = 1器
- ・ 洗面器数 = トイレ利用者(男) ÷ 洗面器回転率

●女子トイレ

- ・ 大便器数(洋) = トイレ利用者(女) × 女子洋式便器設置率
÷ 女子洋式便器回転率
- ・ 大便器数(和) = (トイレ利用者(女) ÷ 女子洋式便器回転率)
－ 大便器数(洋)
- ・ 大型ブース = 1ヶ所
- ・ オストメイト = 1器
- ・ 洗面器数 = トイレ利用者(女) ÷ 洗面器回転率
- ・ パウダークォーター = 0.3 × 大便器数

●その他

多目的便器数 = 男女大便器数/50

【算定に用いた諸数値】

	便器 回転率	小便器 利用率	大便器 係数	洋式便器 設置率	洗面器 回転率
男	95 人/h	0.8	0.75	0.9	360 人/h
女	40 人/h			0.9	215 人/h

出典：「設計要領第六集 建築施設編」(R1.7 東日本高速道路株式会社)

	小便器	大便器	大型 ブース	オストメイト	パウダークォーター	洗面	多目的
面積	3.0 m ²	5.4 m ²	8.8 m ²	9.2 m ²	2.2 m ²	3.0 m ²	10.8 m ²

出典：「設計要領第六集 建築施設編」(R1.7 東日本高速道路株式会社)

4) 衛生陶器数及び面積算定

		衛生陶器数	面積
男子 トイレ	小便器数	$0.8 \times 580 \div 95 = 4.88$ ∴5器	$5 \times 3 = 15.0 \text{ m}^2$
	大便器数 (洋)	$0.75 \times 5 \times 0.9 = 3.37$ ∴4器	$4 \times 5.4 = 21.6 \text{ m}^2$
	大便器数 (和)	$(0.75 \times 5) - 4 = -0.25$ ∴1器	$1 \times 5.4 = 5.4 \text{ m}^2$
	大型ブース	1ヶ所	$1 \times 8.8 = 8.8 \text{ m}^2$
	オストメイト	1器	$1 \times 9.2 = 9.2 \text{ m}^2$
	洗面器数	$580 \div 360 = 1.61$ ∴2器	$2 \times 3 = 6.0 \text{ m}^2$
			計 66.0 m ²
女子 トイレ	大便器数 (洋)	$660 \times 0.9 \div 40 = 14.85$ ∴15器	$15 \times 5.4 = 81.0 \text{ m}^2$
	大便器数 (和)	$(660 \div 40) - 18 = 1.5$ ∴2器	$2 \times 5.4 = 10.8 \text{ m}^2$
	大型ブース	1ヶ所	$1 \times 8.8 = 8.8 \text{ m}^2$
	オストメイト	1器	$1 \times 9.2 = 9.2 \text{ m}^2$
	パウダ-コーナー	$0.3 \times (15 + 2) = 5.1$ ∴6ヶ所	$6 \times 2.2 = 13.2 \text{ m}^2$
	洗面器数	$660 \div 215 = 3.07$ ∴4器	$4 \times 3 = 12.0 \text{ m}^2$
			計 135.0 m ²
多 目 的 ト イ レ	大便器数	$(4 + 1 + 15 + 2) \div 50 = 0.44$ ∴1器	$1 \times 10.8 = 10.8 \text{ m}^2$
			計 10.8 m ²

■計画B 「既存の駐車ますが増えた割合からトイレの規模を想定した場合」

1) 衛生陶器数算定

係数＝計画駐車ます数÷既存駐車ます数

$$=126 \div 116 = 1.08 \quad \therefore 1.1$$

		衛生陶器数	面積
男子 トイレ	小便器数	6×1.1=6.6 ∴7器	7×3=21.0 m ²
	大便器数	2×1.1=2.2 ∴3器	3×5.4=16.2 m ²
	洗面器数	2×1.1=2.2 ∴3器	3×2.2=6.6 m ²
			計 43.8 m ²
女子 トイレ	大便器数	5×1.1=6.6 ∴7器	7×5.4=37.8 m ²
	洗面器数	2×1.1=2.2 ∴3器	3×2.2=6.6 m ²
			計 44.4 m ²
多目的 トイレ	大便器数	1器	1×10.8=10.8 m ²
			計 10.8 m ²

資料3 防災施設規模の算定

1) 備蓄倉庫規模の算定

災害時の物資拠点管理標準規程（国土交通省中部地方整備局）を参考にし、道の駅利用者、道の駅周辺地域避難者を想定し、規模を試算します。

●道の駅利用者からの避難者想定

小型車 116台×2.2人=255人
 バス 3台×27人=81人
 貨物車 4台×1.1人=4人
 合計=340人

●オートキャンプ場利用者からの避難者想定

オートキャンプ 28区画×3人 = 84人
 フリーサイト 440㎡/1人辺り12㎡=37人
 合計=121人

●道の駅かつら周辺地域からの避難者想定

7月末現在の住民基本台帳人口（大字御前山在住）
 389人

2) 防災備蓄倉庫必要面積

1人あたりの面積 0.032㎡/人（3日分）^{注1)}

出典：「第2回持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」
 （平成24年4月 別紙5 国土交通省）

避難人数 340人+121人+389人=850人
 $850人 \times 0.032\text{㎡} = 27.2\text{㎡} \approx 30\text{㎡}$

注1) 飲料水3L/日人 箱寸法 2リットル*6本で 327*188*325、乾パンは成人男子の最低限の必要エネルギー(1,200kcal)分として300g/日(箱寸法 100g*24缶で465*315*125)。
 以上より体積0.0073 m³/人・日、3日分で0.022 m³/人、上積み1.8m以下とし通路等面積60%増しで0.0㎡/人。毛布は1.8m以下とし0.012㎡/人以上で計0.032㎡/人

防災備蓄倉庫は30㎡で計画します。

資料4 受水槽規模の算定

受水槽に非常用給水栓を設置し、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように計画します。

生命維持に必要な水量を1日あたり3リットル/人とし、救援物資が届くまでの3日間で算定します。

$$850人 \times 3リットル \times 3日 = 7,650リットル$$

受水槽の容量は最低でも7,650リットルとして計画します。

資料5 「茨城県ドクターヘリポート運航マニュアル」抜粋

「茨城県ドクターヘリ運航マニュアル」より、ドクターヘリの臨時離着陸場（離着陸する場所）の基準を以下に示します。

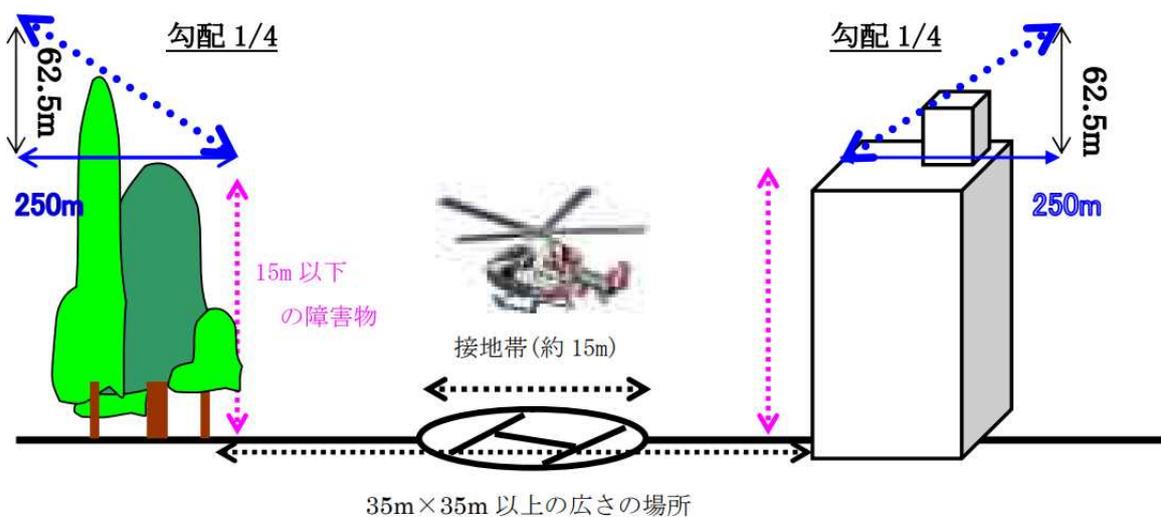
(1). 航空法による規定

ドクターヘリは、航空法による「一般基準」のほか「防災対応基準」に適合する場所に離着陸できる。（平成12年2月）

(2). 「防災対応基準」と「一般基準」等

ア. 防災対応基準

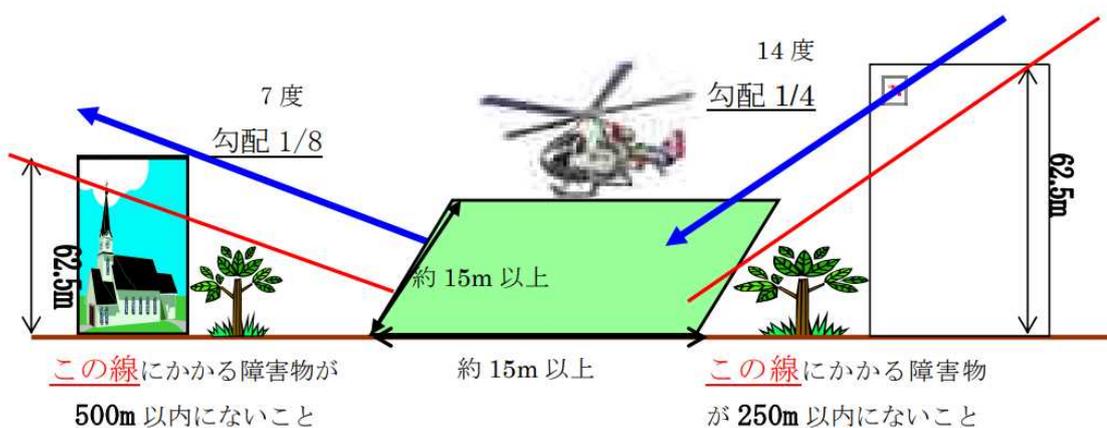
- ①必要な地積は、35m×35m以上の地積。
- ②着陸帯の周囲の障害物の高さは15m以上の障害物（電柱、及び建物等）が無いこと。



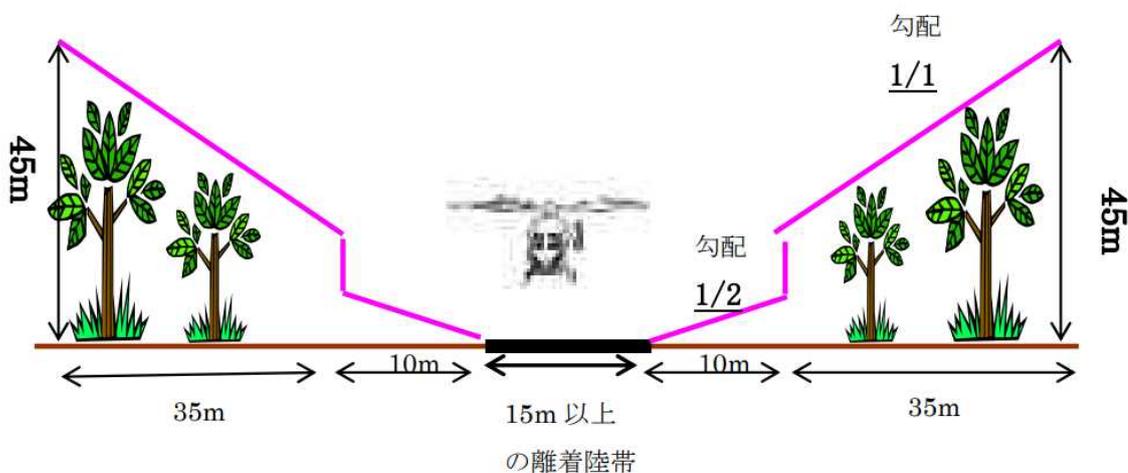
イ. 一般基準

- ①必要面積：約15m×15m以上の障害物の無い場所で、ヘリコプターが接地する場所（約5m以上）は傾斜角5%以内の場所が必要。
- ②周囲の障害物の高さ：原則として進入面の両側は1/1（45度）の勾配の10m以内に障害物がないこと。また、進入面1/4（14度）の勾配250m以内に1/8（7度）の勾配500m以内にそれぞれ障害物がないことが必要。

離着陸方向無障害物範囲



離着陸の横方向の無障害物範囲



資料6. 事業収支計画

(1). 道の駅事業収支

令和2年度の決算報告と、床面積の比率により事業収支を想定します。

1) 令和2年度決算報告

令和2年度道の駅かつらの決算報告は下記のとおりです。

●令和2年度の決算報告・客数

科目		金額(千円)	客数(人)
売上	農産物等直売	108,626	255,763
	加工品・土産品コーナー	174,703	
	食堂コーナー・製菓部	60,133	
	小計	343,462	
原価	農産物等直売	91,945	
	加工品・土産品コーナー	131,783	
	食堂コーナー・製菓部	19,343	
	小計	243,071	
売上総利益		100,391	
一般管理費	給与・賃金	64,858	
	法定福利費等	10,526	
	水道光熱費	6,826	
	消耗品費	4,715	
	車両・通信費	824	
	広告宣伝費	1,038	
	その他事務費	7,926	
	その他雑費	1,621	
	小計	98,334	
営業利益		2,057	
その他利益		1,812	
純利益		3,869	

※税込み

2) 面積比率

既存建物と計画建物の面積比率は下記のとおりです。

●直売、加工品・土産品コーナー床面積比率

既存：281㎡ 計画：400㎡

計画：400㎡／既存：281≒1.42倍

●食堂コーナー床面積比率

既存：89㎡ 計画：176㎡（テラス部分は除く）

計画：176㎡／既存：89㎡≒1.97倍

●延床面積比率

既存：647㎡ 計画：1,431㎡

計画：1,431㎡／既存：647≒2.21倍

3) 売上想定

農産物等直売、加工品・土産品コーナー想定売上

令和2年度売上：283,329千円×1.42倍≒402,327千円

食堂コーナー想定売上

令和2年度売上：60,133千円×1.97倍≒118,462千円

4) 原価想定

農産物等直売、加工品・土産品コーナー想定原価

令和2年度原価：223,728千円×1.42倍≒317,693千円

食堂コーナー想定原価

令和2年度原価：19,343千円×1.97倍≒38,106千円

5) 一般管理費想定

給与・賃金	64,858千円+15,000千円=	79,858千円	(人員8~9人程度増で計算)
法定福利費等	79,858千円×15%	≒ 11,979千円	(人件費の15%)
水道光熱費	6,826千円×2.21倍	≒ 15,085千円	
消耗品費	4,715千円×2.21倍	≒ 10,420千円	
車両・通信費	824千円×2.21倍	≒ 1,821千円	
広告宣伝費	1,038千円×2.21倍	≒ 2,294千円	
その他事務費	7,926千円×2.21倍	≒ 17,516千円	
雑費	1,621千円×2.21倍	≒ 3,582千円	
合計		<u>142,555千円</u>	

収支想定

(千円)

売上	農産物等直売 加工品・土産品コーナー	402,327
	食堂コーナー	118,462
	小計	520,789
原価	農産物等直売 加工品・土産品コーナー	317,694
	食堂コーナー	38,106
	小計	355,800
売上総利益		164,989
一般管理費		142,555
営業利益		22,434

6) 客数想定

令和2年度客単価

$$343,462,000\text{円} / 255,763\text{人} = 1,342\text{円} / \text{人}$$

売上想定520,789,000円 / 客単価 : 1,342円 / 人 = 388,069人

(1日あたり1,063人)

年間39万の客数が必要

(2). オートキャンプ事業収支

1) 収入算定

オートキャンプ白書2021(令和3年7月 一般財団法人日本オートキャンプ協会)から全国利用料金及び稼働率を参考にし、売上を算定します。

平均利用料金 : 4,396円

稼働率 : 16.3%

29区画規模として試算します。

$$\text{単価} : 4,396\text{円} \times 29\text{区画} \times \text{稼働率} : 16.3\% = 20,780\text{円}$$

城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」と同様に4月～10月までは無休で、11月から3月までは毎週水曜日を定休日と算定します。

$$365\text{日} - 22\text{日} = 343\text{日}$$

$$343\text{日} \times \text{単価} : 20,780\text{円} = \underline{7,127,540\text{円}}$$

2) 支出算定

城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」の事業収支より、支出を算定します。

給与・賃金		2,500,000円(非正規雇用2人で計算)
法定福利費等	$2,500,000\text{円} \times 15\% =$	375,000円(人件費の15%)
水道光熱費	$7,127,540\text{円} \times 10\% =$	712,754円(収入の10%)
消耗品費	$7,127,540\text{円} \times 3\% =$	213,826円(収入の3%)
その他事務費	$7,127,540\text{円} \times 20\% =$	1,425,508円(収入の20%)
合計		<u>5,227,088円</u>

収支想定 (円)

売上	7,127,540
支出	5,227,088
営業利益	1,900,452

資料 7. 基本計画案について出た意見

- ① 屋根付き身体障害者用の他に、高齢者がなるべく建物の近くに停められるように、優先マークを表示した駐車場を、数台設置
→設置を検討します。(P4 参照)
- ② 荷捌きスペースの所には雨に当たらないように屋根を設置
→設置を検討します。(P7 参照)
- ③ 休憩室兼情報発信スペースにインフォメーションセンターを設置
→設置を検討します。(P6 参照)
- ④ 自然な光が入るように、大きな窓の設置
→自然光を最大限取り入れるよう検討します。(P7 参照)
- ⑤ 芝生広場を臨時駐車場として利用の検討
→設置を検討します。(P8 参照)
- ⑥ 農産物納入者の駐車場を設置
→設置を検討します。(P7 参照)
- ⑦ 国道 123 号より南側エリアの台風等による大雨時の水たまり対策
→敷地外であるため道の駅の事業として対策することは難しい。道の駅事業と合わせて治水計画が可能か協議調整を行います。
- ⑧ 水難事故等の防止対策(標識等)
→設置を検討します。(P8 参照)
- ⑨ 万引きにつながらないようレジの位置の検討
→位置を検討します。(P7 参照)
- ⑩ 皇都川にボックスカルバート等を整備して、その上部を道の駅として利用することができるか検討
→皇都川の管理者(城里町)と協議調整を行います。

詳細な検討は、基本・実施設計時に改めて行います。

資料 8. 城里町特産品直売センターかつら（道の駅） 移転整備検討委員会

基本構想及び基本計画の策定にあたり、以下の日程で検討・意見をいただきながら進めて参りました。

(1). 検討委員会開催日程

日 程	検 討 内 容	備 考
令和 2 年 10 月 26 日（月）	第 1 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅の移転にかかるこれまでの経緯について (2) 「道の駅」について (3) 基本構想・基本計画策定業務について (4) 道の駅かつら周辺の関係法令に基づく区域について (5) 「道の駅かつら」ご利用アンケート調査の実施について (6) 「道の駅かつら」整備コンセプト等について（意見交換） (7) その他	基本構想策定検討
11 月 20 日（金）	第 2 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅整備候補地選定について (2) アンケート調査の途中経過について (3) 整備コンセプトについて	基本構想策定検討
12 月 25 日（金）	第 3 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅移転基本構想 (2) 道の駅施設規模の算定について (3) その他	基本構想策定検討
令和 3 年 6 月 23 日（水）	第 4 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅移転基本構想について (2) 道の駅移転基本計画（案）について (3) その他	基本構想の策定 基本計画策定検討
11 月 2 日（火）	第 5 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅の移転先について (2) 道の駅移転基本計画（案）について (3) その他	移転候補地の選定 基本計画策定検討
12 月 27 日（月）	第 6 回 検討委員会 議 事 (1) 道の駅移転基本計画（案）について (2) その他	基本計画策定検討

※第 6 回検討委員会後、書面により各委員から基本計画（案）に対する意見等をいただき、委員長と事務局で調整したうえで検討委員会としての基本計画（案）を決定した。その後、町長へ報告し、令和 4 年 1 月に基本計画が策定となった。

(2). 委員名簿

令和4年1月現在
(順不同、敬称略)

No.	役職名	職名	氏名	備考
1	委員長	茨城大学人文社会科学部准教授	小原規宏	
2	副委員長	城里町議会議長	関誠一郎	
3	委員	城里町議会総務民生常任委員長	藺部一	
4	委員	城里町議会教育産業常任委員長	三村孝信	
5	委員	(株)桂ふるさと振興センター取締役	仲山和子	
6	委員	(株)桂ふるさと振興センター取締役	中井川孝次	
7	委員	(株)桂ふるさと振興センター取締役	平塚尚二	
8	委員	生産出荷者運営委員会代表	小林勝夫	
9	委員	特産品直売センターかつら店長	谷津安男	
10	委員	水戸農業協同組合桂地区常任理事	小幡利克	
11	委員	城里町商工会会長	廣木和久	
12	委員	城里町商工会女性部長	南條恵子	
13	委員	那珂川漁業協同組合代表理事組合長	添田規矩	
14	委員	城里町区長会会長	小山卓臣 櫻井昭次	~R3. 3. 31 R3. 6. 23~
15	委員	御前山区長	西田修平	
16	委員	城里町身体障害者福祉協会会長	武井律子 平賀泰章	~R3. 3. 31 R3. 6. 23~
17	委員	城里町副町長	仲田不二雄	
18	委員	城里町総務課長	鯉淵和己 山口成治	~R3. 3. 31 R3. 6. 23~
19	委員	城里町都市建設課長	大津好男	
20	委員	城里町農業政策課長	山口成治 増井栄一	~R3. 3. 31 R3. 6. 23~

(国) オブザーバー

No.	職名	氏名	備考
1	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 計画課 建設専門官	氣田優治	
2	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 計画課課長	平田政憲	

(県) オブザーバー

No.	職名	氏名	備考
1	茨城県政策企画部 地域振興課長	松田慧吾	
2	茨城県営業戦略部 観光物産課長	海老原二良 久保三千雄	~R3. 3. 31 R3. 4. 1~
3	茨城県営業戦略部 販売流通課長	入野達之	
4	茨城県土木部 道路維持課長	大石直人 大森満	~R3. 3. 31 R3. 4. 1~
5	茨城県水戸土木事務所長	皆川和彦 羽成英臣	~R3. 3. 31 R3. 4. 1~

(3). 設置要綱

城里町特産品直売センターかつら（道の駅）移転整備検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 特産品直売センターかつら（道の駅）を移転整備するため特産品直売センターかつら（道の駅）移転整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検討及び協議を行う。

- (1) 道の駅の移転基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) その他道の駅の移転整備に必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 特産品直売センターかつら指定管理者、その他関係団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（オブザーバー）

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項を効率的かつ円滑に行うため必要と認めるときは、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門的知識及び経験により、委員会に対し助言を行うことができる。

（報償）

第8条 町長は、委員及びオブザーバーに予算の定めるところにより報償費を支給することができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

城里町「道の駅かつら」移転基本計画
令和4年1月発行
編集・発行 城里町まちづくり戦略課
〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25
TEL : 029-288-3111
E-mail : machi@town.shirosato.lg.jp